

岸和田市環境計画

～自然を友に 人・まち・未来～

資料編

平成 28 年 3 月

岸 和 田 市

目 次

第1章	旧計画から見る岸和田市の環境の現況	1
第1節	岸和田市の環境特性	1
1	位置等	1
2	人口及び世帯数	2
3	土地利用の現状	2
4	産業	4
5	交通	6
第2節	自然環境の現況	9
1	地形・地質	9
2	気候	10
3	動植物	10
4	水辺	13
5	自然環境の保全に関する法の適用状況	15
第3節	快適環境の現況	16
1	快適環境の概要	16
2	公園等の整備状況	17
3	景観の特徴	19
4	歴史的・文化的遺産の特徴	20
第4節	生活環境の現況	21
1	大気環境	21
2	騒音	24
3	水環境	27
4	ダイオキシン類	35
5	公害に関する苦情受付件数	36
第5節	地球環境の現況	37
1	エネルギー	37
2	上水道	39
3	生活排水	39
4	一般廃棄物	40
第6節	環境保全活動の現況	41

第2章	岸和田市環境計画改定の経過	42
第1節	岸和田市環境審議会の開催状況	42
第2節	岸和田市環境審議会規則	43
第3節	岸和田市環境審議会委員名簿	45
第4節	市民・事業者による参画状況	47
第3章	岸和田市環境審議会 答申	48

第1章 旧計画から見る岸和田市の環境の現況

第1節 岸和田市の環境特性

1 位置等

本市は、大阪府の南部、泉州地域を中心部に位置し、古くから城下町として栄え、大阪府内では3番目に市制を施行しました。

平成26年10月1日現在、市の総面積は約73km²で、広ぼうは南北方向に約17km、東西方向に約8kmと南北に細長くなっています。

また、北西側の沿岸部は大阪湾に臨み、南側は和歌山県に接し、東側は北から忠岡町と和泉市に、西側は貝塚市に隣接しています。

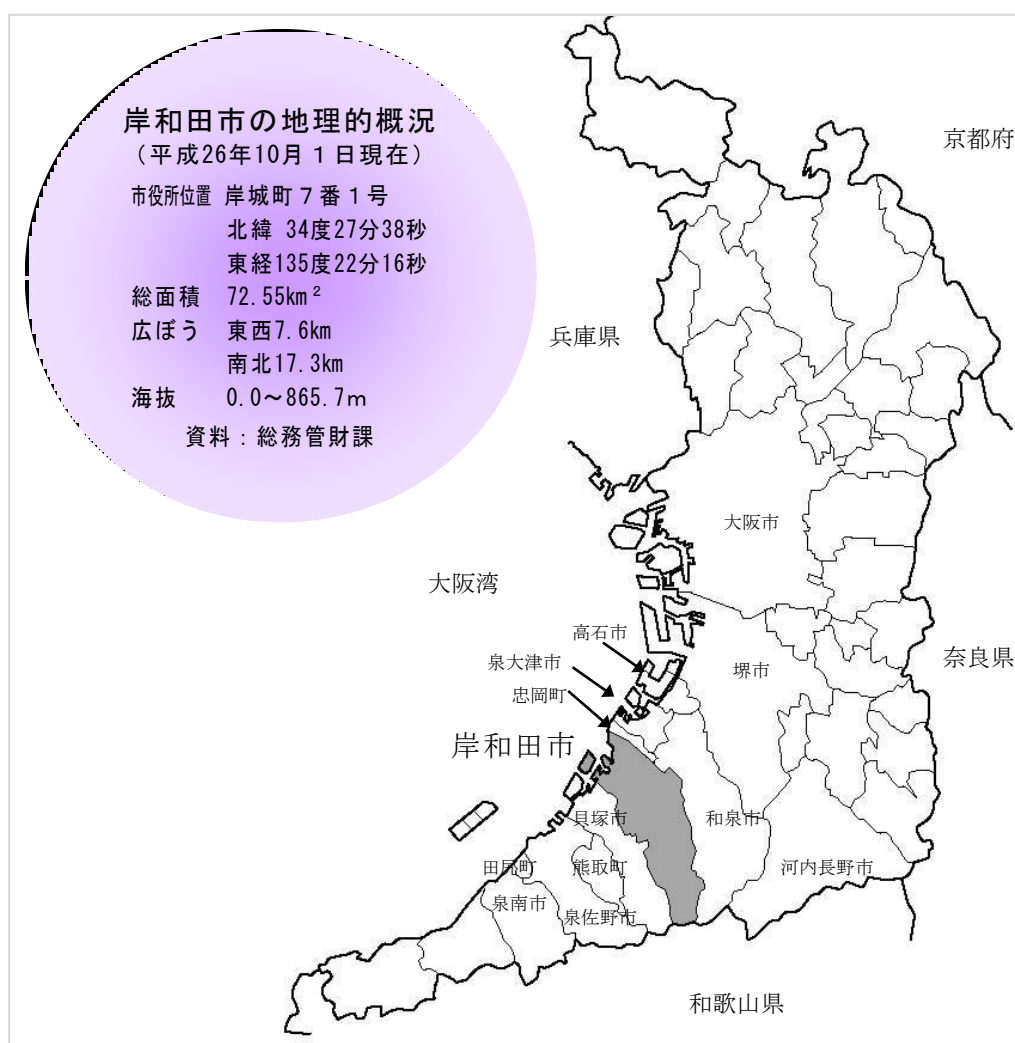
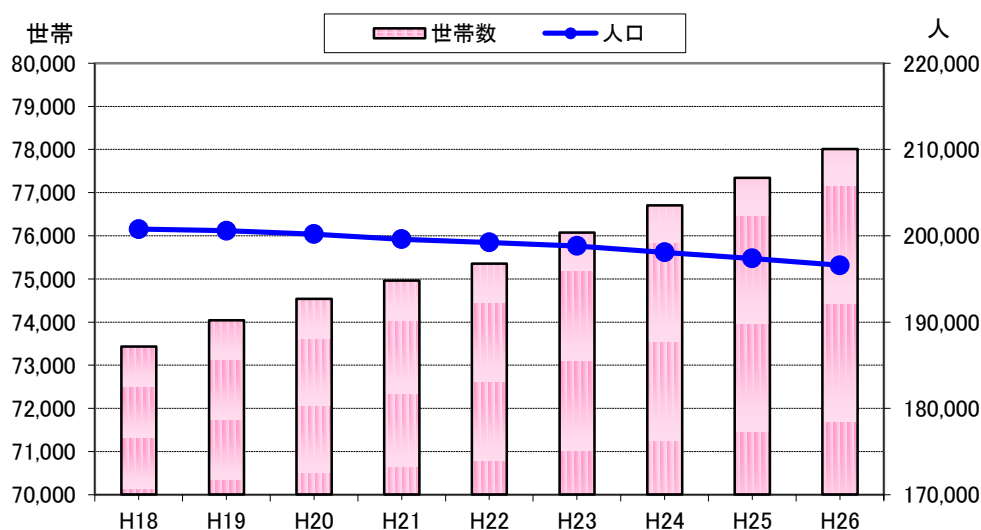


図1-1 岸和田市の位置

2 人口及び世帯数

本市の人口は平成 26 年 10 月 1 日現在で 196,586 人、世帯数は 78,008 世帯です。人口はわずかに減少傾向にありますが、世帯数は緩やかに増加しています。



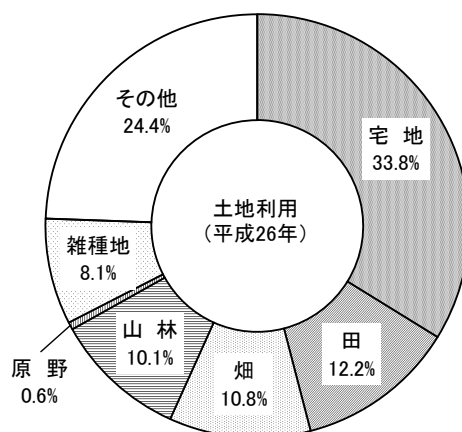
注) 国勢調査実施年以外は推計人口です。
資料：総務管財課

図1-2 人口と世帯数の推移

3 土地利用の現状

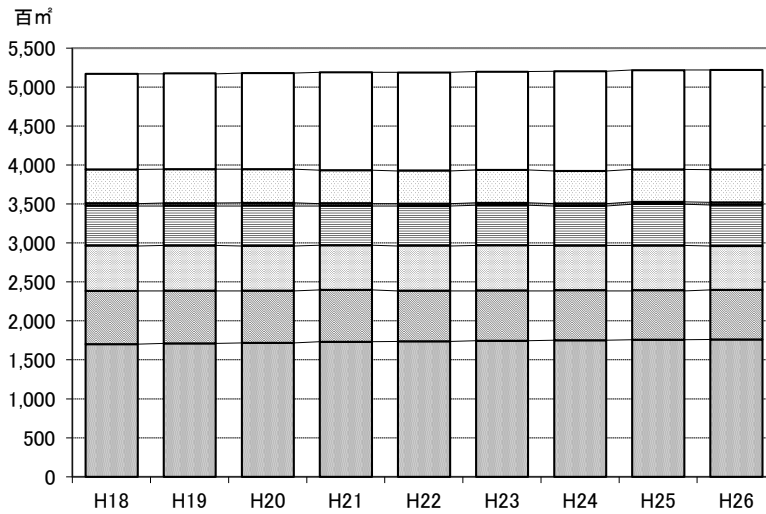
本市の地目別土地利用についてみると、平成 26 年では宅地が約 34%、農地（田及び畑）が約 23%、山林が約 10%となっています。近年では、農地面積は横ばい状態であり、市街地がわずかに増加しています。

また、平成 26 年 3 月現在の都市計画区域については、市街化区域が約 40%、市街化調整区域が約 60%となっています。なお、市街化区域では、住宅と工業の混在が見られます。



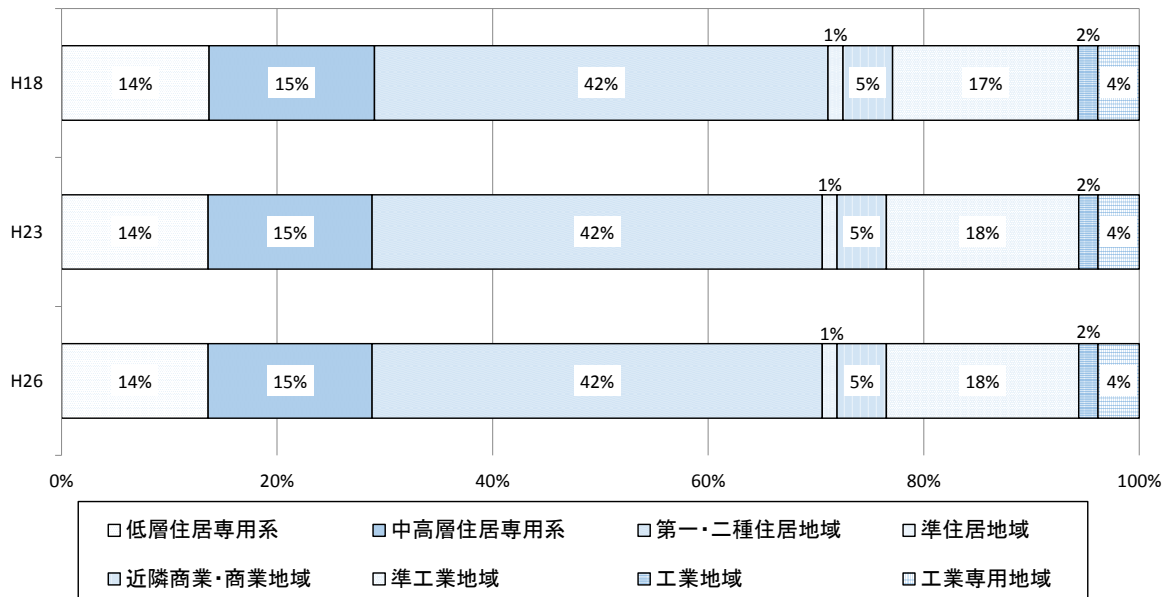
資料：固定資産税課

図1-3 地目別土地利用の割合



資料：固定資産税課

図1-4 土地利用の推移



注) 四捨五入の関係で、個々の数値の和と合計は必ずしも一致しません。

資料：都市計画課

図1-5 用途地域別面積割合の推移

表1-1 都市計画区域の推移

	市街化調整区域	市街化区域
H18	4,377 ha (60.4 %)	2,867 ha (39.6 %)
H23	4,377 ha (60.2 %)	2,888 ha (39.8 %)
H26	4,330 ha (59.6 %)	2,935 ha (40.4 %)

資料：都市計画課

4 産業

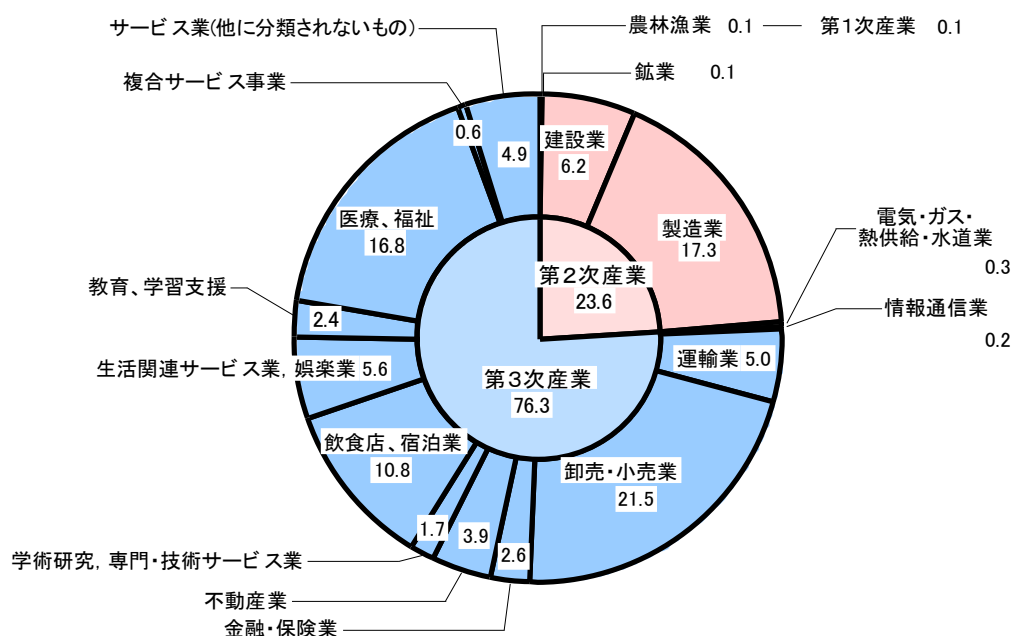
中小企業が地域経済に果たす役割の重要性とその振興による市民生活の向上と、活力ある岸和田の実現を目的とした、岸和田市中小企業振興条例が平成24年3月に施行されました。

本市の平成24年における従業者数は公務を除く全産業合計で64,451人であり、第3次産業の占める割合が約76%と高いのが特徴です。業種別に従業者数を見ると、卸売・小売業が約22%で最も高く、次いで、製造業、医療・福祉の順となっています。

第1次産業のうち、農業は従事者の不足・高齢化や後継者不足、農地の減少などの問題を抱えていますが、農業生産額は大阪府内第2位の出荷額を誇り、都市近郊農業として重要な役割を担っています。漁業は、大阪府の漁獲高の7割以上を占めるなど、大きな役割を担っています。

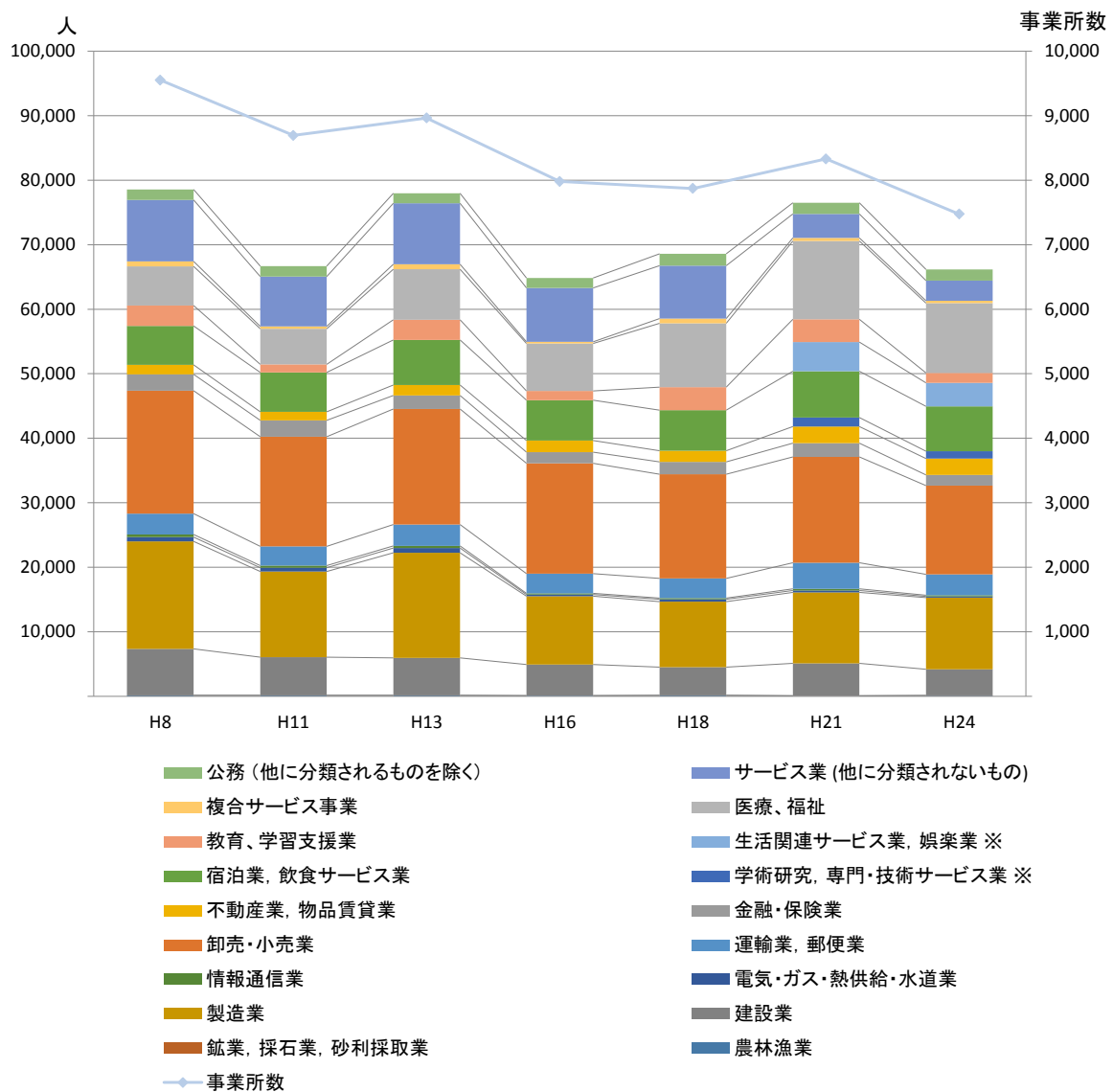
製造業は、事業所数及び従業者数の減少傾向が顕著となっています。商業は商店数の減少が続いていますが、従業者数は緩やかな増加傾向にあり、これは大型商業施設の開業が要因であると考えられています。

臨海部の工業地帯には、鉄工金属団地と木材コンビナートがあります。また、阪南2区（ちきりアイランド）も整備され平成21年度には、まちびらきが行われました。現在は順次、事業者の誘致が行われています。



注) 平成24年は「経済センサス活動調査」のため、民間事業所についてのみの割合です。
出典：平成24年度経済センサス活動調査

図1-6 産業別従業者数の割合(平成24年)



- 注 1) 平成11年、16年、24年の公務の従業者数・事業所数は各年の前回の調査の数値としました。
 2) 平成19年の産業分類改定により、一部整合性が取れない業種があります。
 3) ※の業種は、平成19年の産業分類改定により新たに追加されたものです。

出典：事業所・企業統計調査、経済センサス

図1-7 業種別従業者数及び事業所数の推移

5 交通

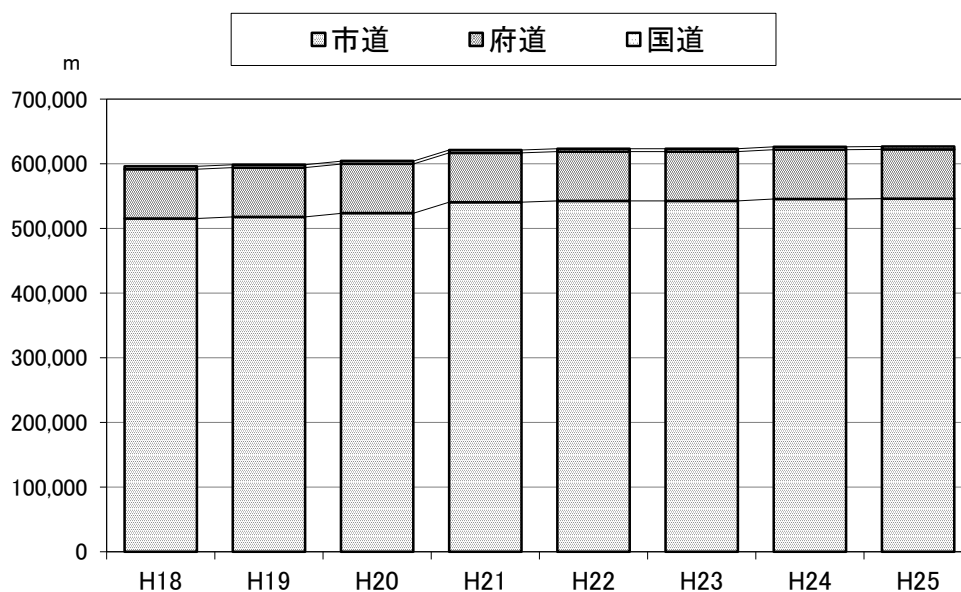
本市の平成25年4月1日現在の道路延長は約627kmで、近年は微増となっています。主要幹線道路は、臨海部に阪神高速湾岸線が南北に通っているほか、これにほぼ平行して西側から大阪臨海線（府道29号）、堺阪南線（府道204号）、国道26号、大阪和泉南線（府道30号）等の、交通量の多い幹線が市内を横断しています。そのため、南北方向の利便性は高くなっていますが、東西方向については都市計画道路を中心として、一部に整備済み路線が見られるものの全体的には未整備の路線が多く、利便性は低くなっています。

鉄道は、南海線とJR阪和線の2路線があり、市域内には南海線に4駅、JR阪和線に3駅、合計7駅が立地しています。各駅の1日平均乗降客数の合計は平成25年度で約46,000人です。岸和田、和泉大宮駅は減少傾向、春木、蛸地蔵駅は横ばい、久米田、下松、東岸和田駅は増加傾向を示しています。

バスに関しては、南海ウィングバスがバス路線を運行しています。また、南海岸和田駅を起・終点に市民病院、競輪場、浪切ホールなどの主要公共施設を結ぶ地域巡回バスとして、「ローズバス」が運行しています。

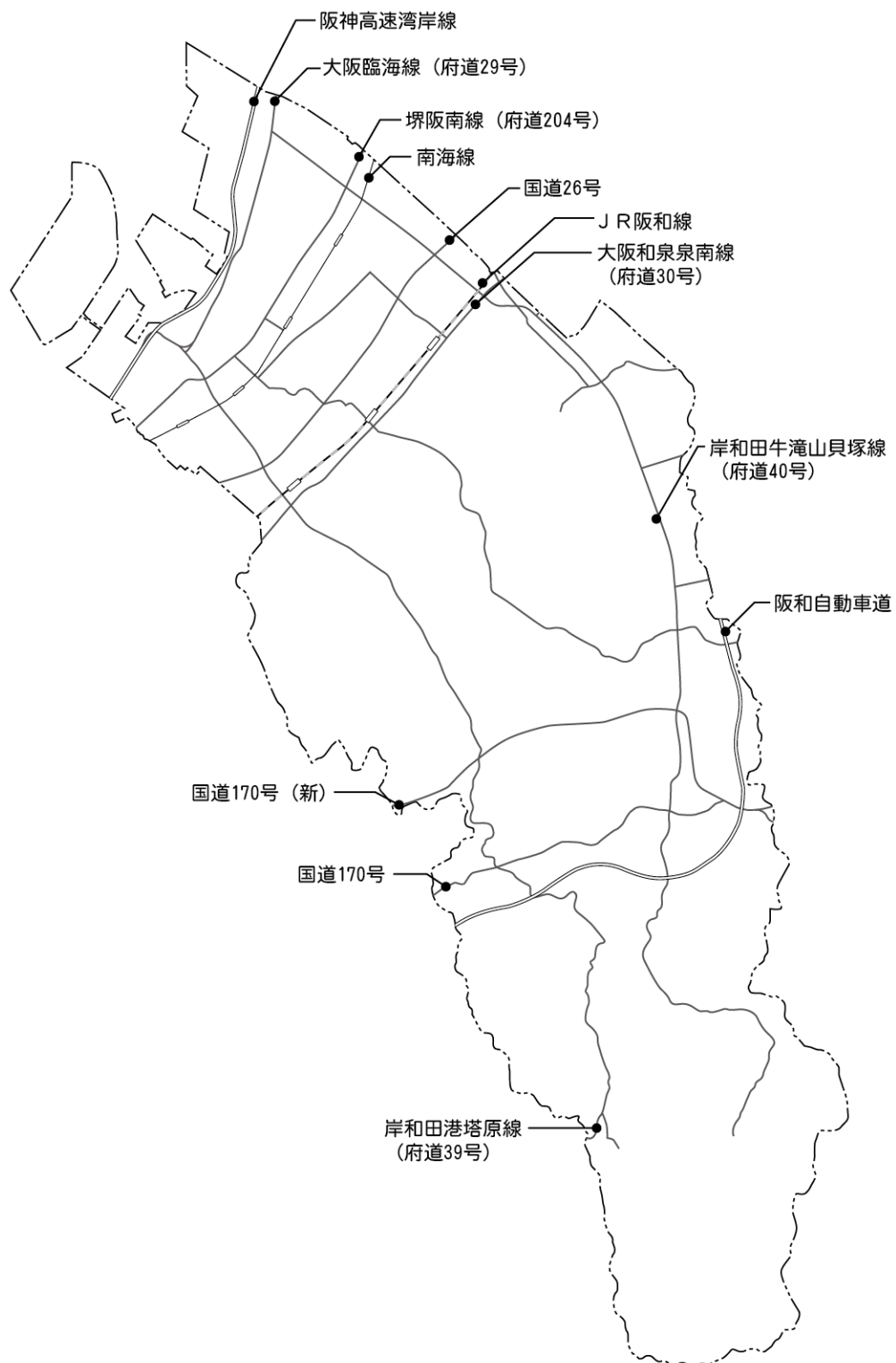
本市の自動車登録台数は平成25年度で約125,000台となっています。

主要幹線道路の交通量は、ほぼ横ばいで推移していますが、その中には混雑度の高い路線や大型車混入率の高い路線が見られます。



資料：高架事業・道路整備課（照会先：大阪国道事務所（国道）、岸和田土木事務所（府道））

図1－8 道路延長の推移



※岸和田市環境計画（平成20年3月）を基に見直し

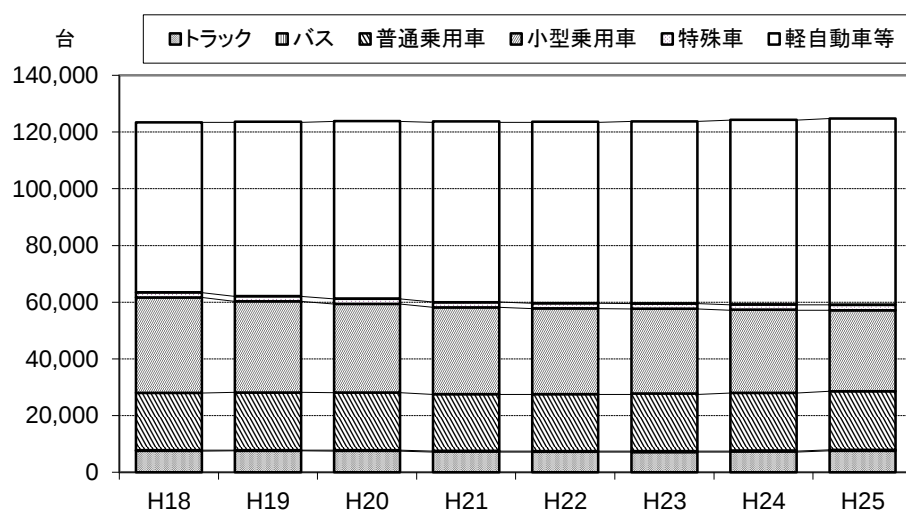
図1－9 交通体系

表1-2 鉄道駅別1日平均乗降客数の推移

単位：人

路線	駅名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
南海線	総数	24,761	24,705	24,587	24,047	23,763	23,576	23,694	23,693
	春木	8,438	8,184	8,091	7,856	7,731	7,626	7,678	7,789
	和泉大宮	2,451	2,482	2,443	2,364	2,296	2,273	2,273	2,283
	岸和田	11,722	11,840	11,823	11,563	11,495	11,454	11,473	11,338
	蛸地蔵	2,150	2,199	2,230	2,265	2,241	2,223	2,270	2,283
JR 阪和線	総数	20,792	20,831	20,848	20,518	20,925	21,166	21,404	21,907
	久米田	7,020	6,991	6,968	6,759	6,885	6,959	7,023	7,095
	下松	3,279	3,318	3,337	3,369	3,489	3,598	3,676	3,745
	東岸和田	10,493	10,522	10,543	10,390	10,551	10,609	10,705	11,067
合 計		45,553	45,536	45,435	44,565	44,688	44,742	45,098	45,600

資料：総務管財課（照会先：南海電鉄（株）、JR西日本近畿統括本部）



注）被牽引車を除いた台数です。

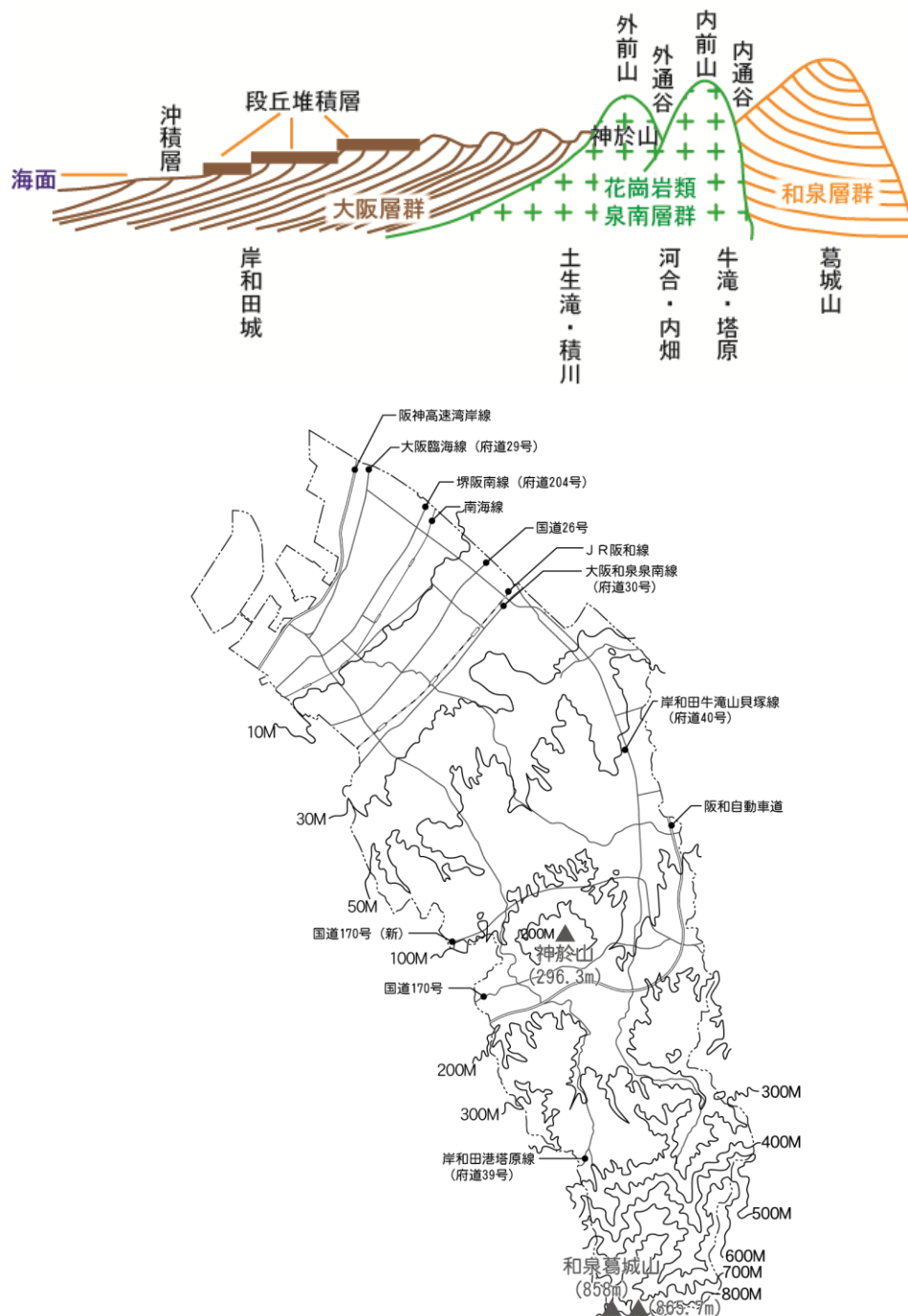
資料：総務管財課（照会先：近畿運輸局大阪陸運支局）、市民税課

図1-10 自動車登録台数の推移

第2節 自然環境の現況

1 地形・地質

本市は、地形的には東側より和泉葛城山（標高 858m）から神於山（標高 296m）付近までが山地部、山地部から久米田池付近までが標高 50m から 100m 程度の丘陵部、丘陵部から大阪湾までが平地臨海部となっており、山地部、丘陵部及び平地臨海部にほぼ3等分されています。



※岸和田市環境計画（平成20年3月）を基に見直し

図2-1 地域ごとの地形・地質

2 気候

本市の気候は瀬戸内海性気候で、晴天日数が多いのが特徴です。近在の熊取地域気象観測所では、平成 26 年に年平均気温 15.6℃、年間降水量 1,399mm を記録しています。

3 動植物

①植生

近畿地方では、山地の高所を除くほとんどの地域が、シイ・カシ類などの照葉樹林（常緑広葉樹林）を主とする暖温帯に属しています。本市についても、冷温帯林のブナ林が成立している和泉葛城山の山頂付近を除くと、ほとんどの地域がこの区域に含まれます。しかし、潜在的に照葉樹林となる地域は、古くから人為が加えられてきたところが多く、そのほとんどは、スギ・ヒノキの植林地やコナラ林などの二次林となっており、自然植生と呼べるのは、和泉葛城山のブナ林や牛滝周辺の常緑・落葉混交林と市街地～農村地域に点在する社寺林などに限られています。逆に、人為が適度に加わり、農地や二次林が適切に管理されることで、多様な生態系のモザイクが維持されてきたという側面もあります。

和泉葛城山山頂のブナ林は、標高が約 700～850m と低く、本州におけるブナ林の南限に近いことから、植物分布上貴重であることが認められ、大正 12 年に国の天然記念物に指定されています。また、神於山（標高 296m）は、市民に身近な森として、あるいは地域の自然の核として重要な森ですが、近年、アカマツやコナラ、アベマキなどを主とした二次林の多くが、モウソウチク林化し、問題視されています。

表2-1 分布・保全上重要だと認められる植物

地 域		分布・保全上重要と認められる植物種
平地～丘陵部		ガガブタ（府・Ⅰ）、タヌキモ科全般※ ¹ （以上、ため池）、リンボク（神社林内）
低 山 帯		カギカズラ、ヤナギイチゴ、スズサイコ（府・Ⅱ）、センブリ、ミヤマノコギリシダ、ナガバノイタチシダ、ナンカイイタチシダ（以上、神於山）、ナチシケンダ（神於山周辺）、ルリミノキ、イヌガシ、イチイガシ（以上、神社林内）、タイミンタチバナ、ツルコウジ、ホルトノキ、タニイヌワラビ（神社林内・神於山）、セリバオウレン、ヒメミソハギ、コモウセンゴケ他
和泉葛城山	山 麓	ビロードシダ、アオネカズラ、ヤマホロシ、カラタチバナ、ウシタキノウ、コウヤグミ（府・Ⅱ）、ナツトウダイ、ゴヨウアケビ、ナンバンハコベ、モミジドコロ、キチジョウソウ、イトモ（府・Ⅰ）、シシラン、サジラン、アオガネシダ、セイタカシケンダ、オオヒメワラビモドキ、ホソバコケシノブ、ナツノハナワラビ他
	中腹～山頂	ブナ、イヌブナ、ミドリワラビ（府・Ⅰ）、ケヤマウツボ、ハシリドコロ（府・Ⅱ）、カキノハグサ（府・Ⅱ）、ユリワサビ、エイザンスミレ、ミヤマウコギ、ウスバヒヨウタンボク（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、イズミカンアオイ、ヤマジオウ、ハバヤマボクチ（府・Ⅰ）、コショウノキ、メギ、ヒナノウスツボ、マネキグサ、ナツノタムラソウ（府・Ⅱ）、オオバアサガラ、ギンリョウソウモドキ、モミジカラスウリ、イイギリ、カツラギグミ（国・ⅠB、府・Ⅱ）、ミヤマハハソ、チドリノキ、コハウチワカエデ、イヌザクラ、イワボタン、タチネコノメソウ、コガクウツギ、ウラジロマタタビ、ニリンソウ、イチリンソウ、シロバナハンショウヅル（府・Ⅱ）、トウゴクサバノオ、ヤドリギ、ミズメ、ツチアケビ、コケイラン、オオナルコユリ、ユキザサ他多数

※環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類、ⅠA類、ⅠB類、大阪府レッドリスト絶滅、Ⅰ類、Ⅱ類に該当する種は明示しています。（環境省レッドリスト2015、大阪府レッドリスト2014参照）

※1 フサタヌキモ（国・ⅠB、府・絶滅）、タヌキモ（府・Ⅰ）、ヒメタヌキモ（府・Ⅰ）、ムラサキミカキグサ（府・Ⅰ）、ノタヌキモ（国・Ⅱ）、ミカワタヌキモ（国・Ⅱ）、ヤチコタヌキモ（国・Ⅱ）

資料：郷土文化室

②動物

岸和田市内に生息する動物は、本州中部域に広くみられる温帯性の種が中心ですが、昆虫類の中には、やや南方系の要素をもつ種も確認されています。本市の自然環境は、都市化の進んだ平地、農耕地やため池の多い丘陵地、里山的な環境の低山地、自然植生が残る山地と、バリエーションに富んでおり、単独の市域としては比較的多様な種を見ることができます。中でも特色のある環境といえるのは、和泉葛城山のブナ林とため池です。前者は本州における南限に近く、昆虫ではトウカイコルリクワガタやブナアオシャチホコなどのブナ林特有の種が確認されているほか、エゾゼミなどの山地性の種も数多く生息しています。後者については、特に丘陵地から低山地にかけてのため池では、近年減少傾向にある水生昆虫類や魚類が確認されており、保全上の重要度は高いものと考えられます。

一方、平地から丘陵地にかけての地域では、近年外来種の増加が著しく、生態系や農林水産業への被害が問題になっています。特にため池については、オオクチバスやブルーギルといった外来魚の増加が、在来の生物相に重大な悪影響を及ぼしています。

表2-2 分布・保全上重要だと認められる生物

地 域	昆虫類 ・クモ類	魚類	両生類 ・は虫類	鳥類	ほ乳類
平地部 } 丘陵部	アキアカネ、チッチゼミ、コカブトムシ、ヒラタクワガタ、ヘイケボタル、ジュウサンホシテントウ、コガネグモ、ショウリョウバッタモドキ、ワスレナグモ（府・Ⅱ）	ニホンウナギ（国・ⅠＢ、府・Ⅱ）、アユ、ドジョウ（府・Ⅱ）	ニホンイシガメ、クサガメ、スッポン、トノサマガエル、ヒバカリ（府・Ⅱ）	シギ・チドリ類全般※ ¹ 、オオタカなどタカ科全般※ ² 、フクロウ科※ ³ 、ヒクイナ（府・Ⅱ）、タマシギ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、コアジサシ（国・Ⅱ、府・Ⅰ）、コシアカツバメ	タヌキ
低山帯	サラサヤンマ、カヤキリ、ヒナカマキリ、ハルゼミ、ツノトンボ、ショウリョウバッタモドキ、ミヤマアカネ、ヒメアカネ、ミドリササキリモドキ、ゲンジボタル、ヒメボタル、トラフシジミ	ドンコ	ニホンイシガメ、タカチホヘビ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル（府・Ⅱ）、ニホンアカガエル（府・Ⅱ）、シロマダラ	ミゾゴイ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、ハチクマ・サシバなどのタカ科全般、フクロウ科全般、ヤマドリ、ウズラ（国・Ⅱ、府・Ⅰ）、トケン類全般、コシアカツバメ、カワガラス	アナグマ、キツネ（府・Ⅰ）、ジネズミ、カヤネズミ、ムササビ
山地部 （和泉葛城山）	オオルリボシヤンマ、アカエゾゼミ、ハンミョウ、セダカコブヤハズカミキリ、サカハチチョウ、ミドリヒョウモン、アオバセセリ、ムカシトンボ、エゾゼミ、トウカイコルリクワガタ、オニクワガタ、セダカテントウダマシ、オオムラサキ、スミナガシ、ジャノメチョウ、プナアオシヤチホコ、エゾヨツメ		カジカガエル、ニホンヒキガエル、ブチサンショウウオ、ジムグリ	サシバ、ツミなどタカ科全般、フクロウ科全般、トケン類全般、サンショウクイ（国・Ⅱ、府・Ⅱ類）、オオアカゲラ、アオゲラ、カワガラス、ヤマドリ、カケス	アナグマ、キツネ、ジネズミ、ムササビ、テン
ため池	キイトトンボ、ウチワヤンマ、ナニワトンボ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、オオキトンボ（国・ⅠＢ、府・Ⅰ）、コノシメトンボ、ノシメトンボ、コバンムシ（国・ⅠＢ、府・Ⅰ）、エサキアメンボ（府・Ⅱ）、ミズスマシ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、オオミズスマシ（府・Ⅱ）、コオイムシ（国・ⅠＢ、府・Ⅱ）、ミズカマキリ、ヒメミズカマキリ、タイコウチ、ベニイトトンボ	ドジョウ、ウキゴリ、シマヒレヨシノボリ、ミナミメダカ（国・Ⅱ、府・Ⅱ類）	ニホンイシガメ、クサガメ、スッポン	ヨシゴイ（府・Ⅱ）、ササゴイ、シギ・チドリ類全般、カワセミ、オオヨシキリ	カヤネズミ

※環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類、ⅠＡ類、ⅠＢ類、大阪府レッドリストⅠ類、Ⅱ類に該当する種は明示しています。（環境省レッドリスト2015、大阪府レッドリスト2014参照）

※1 シギ類：オオソリハシシギ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、ツルシギ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、アオアシシギ（府・Ⅱ）、タカブシギ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、ソリハシシギ（府・Ⅱ）、キョウジョシギ（府・Ⅱ）、オバシギ（府・Ⅱ）、ヒバリシギ（府・Ⅱ）、ウズラシギ（府・Ⅱ）、チドリ類：ムナグロ（府・Ⅱ）、ダイゼン（府・Ⅱ）、イカルチドリ（府・Ⅱ）、シロチドリ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、メダイチドリ（府・Ⅱ）

※2 ハチクマ（府・Ⅰ）、オオタカ、ツミ（府・Ⅱ）、サシバ（国・Ⅱ、府・Ⅰ）、クマタカ（国・ⅠＢ、府・Ⅰ）、チュウヒ（国・ⅠＢ、府・Ⅰ）

※3 トラフズク（府・Ⅱ）、コミズク（府・Ⅱ）、アオバズク（府・Ⅱ）

資料：郷土文化室

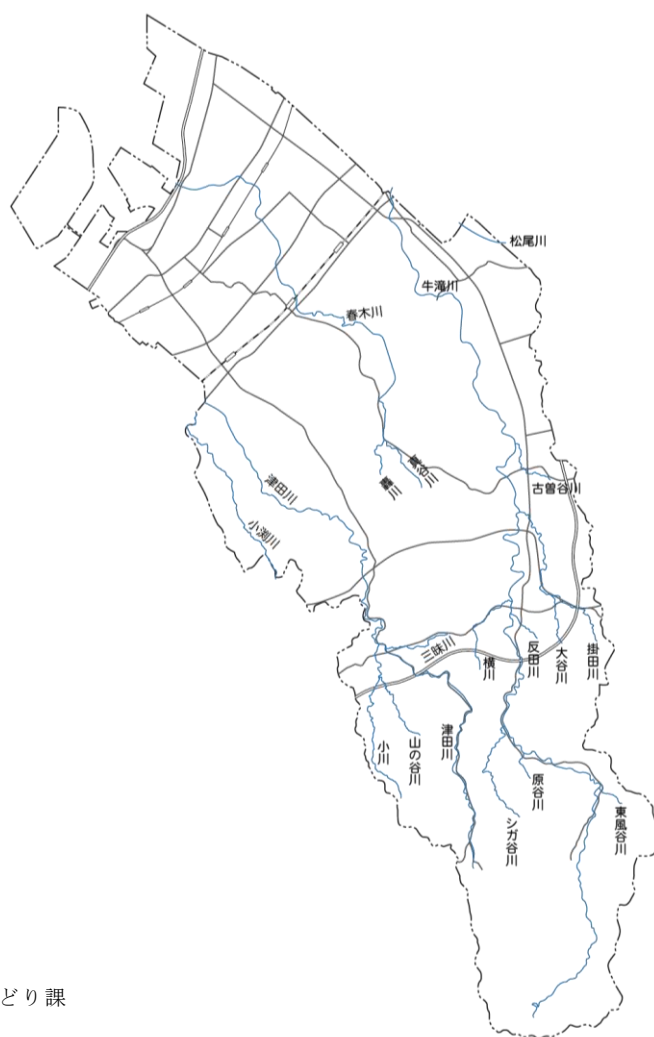
4 水辺

①河川

本市には、水源から河口にかけて市内を縦貫する春木川をはじめ、牛滝川や津田川などの河川があります。

〈主な河川の特徴〉

- ・ 牛滝川：上流部に溪谷や大威徳寺の緑がみられ、特徴的な自然景観を形成しています。
- ・ 春木川：神於山に源流をもち、3河川の中では流域面積が最も短く、以前は水質悪化に加えて親水性の乏しい空間となっていました。しかし、近年では、親水性を考慮した河川改修が進められており、水質も徐々に改善されつつあります。
- ・ 津田川：上流部に滝や溪谷がみられ、ホタルが生息しているなど、特徴的な自然環境を形成しています。



資料：水とみどり課

図2-2 主な河川

②ため池

本市には大阪府内のため池で最大の水面積を持ち、平成 27 年 10 月に世界かんがい施設遺産に登録された久米田池をはじめ、平地丘陵部から丘陵部にかけて蜻蛉池、中島池など数多くのため池が分布しています。これらのため池は、農業用水や養魚池として利用されているほか、渡り鳥の飛来地として貴重な自然環境となっています。しかし、昭和 50 年代に約 800 箇所あったため池は、農地の減少や宅地開発により、現在では約 430 箇所に減少しています。

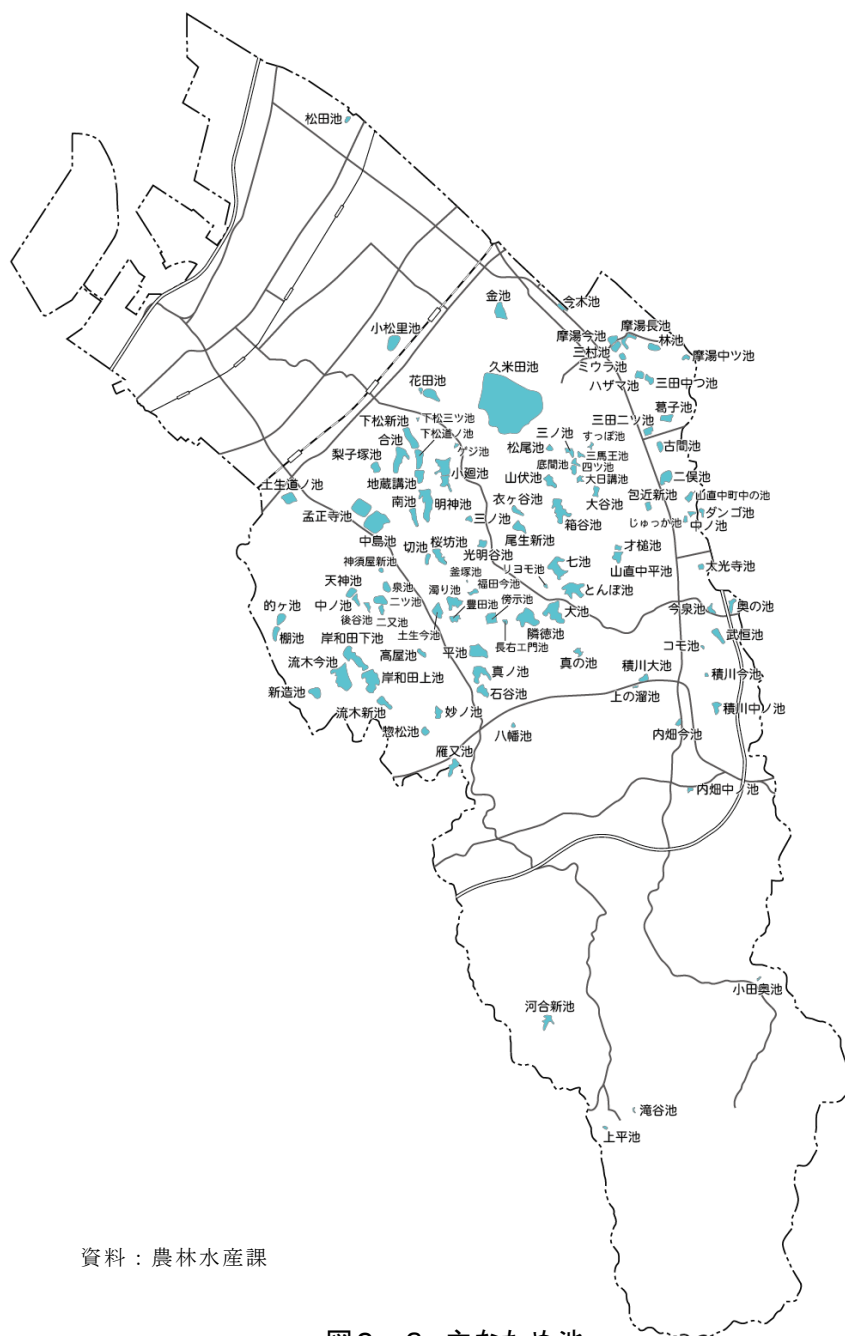


図2-3 主なため池

③海浜

阪南２区埋立地（ちきりアイランド）の一部に、人工干潟の整備が進められています。

5 自然環境の保全に関する法の適用状況

農用地及び森林に関わる法の適用地域として、農用地区域、農業振興地域、地域森林計画区域があります。農用地及び農業振興地域は丘陵部から山地部にかけての地域で、地域森林計画区域は山地部で指定されています。

また、自然環境保全に関わる法の適用地域として、近郊緑地保全区域、保安林、自然環境保全地域、鳥獣保護区などがあります。保安林、鳥獣保護区などは山地部、丘陵部で指定されており、山地部と丘陵部との境界付近には、近郊緑地保全区域及び自然環境保全地域が指定されています。

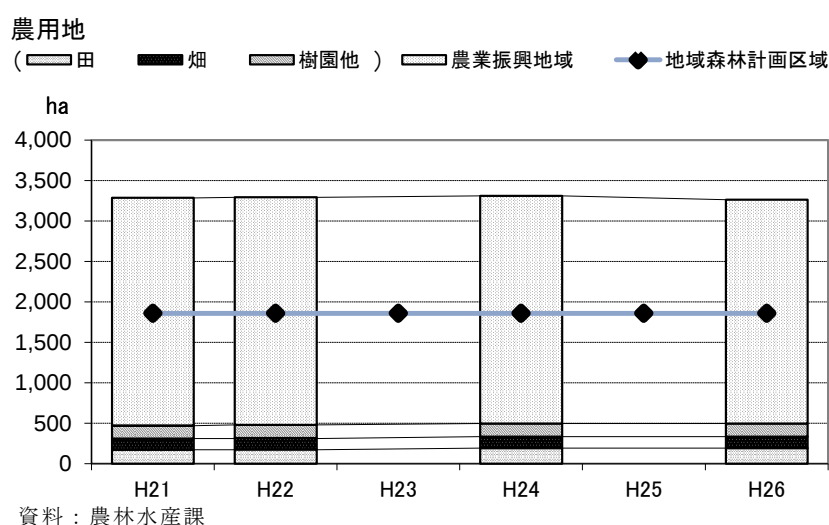


図2-4 農用地及び森林に関わる指定状況

表2-3 自然環境保全に関わる指定状況

指定地区		面積 (ha)
近郊緑地保全区域		1,108
保安林	水源のかん養保安林	520
	土砂の流出の防護保安林	194
	土砂の崩壊の防護保安林	2
	風致地区の保存保安林	25
	公衆保健保安林	9
	小 計	750
自然環境保全地域 (意賀美神社のみ)		1.32
鳥獣保護区等	葛城牛滝鳥獣保護区	512
	和泉葛城ブナ林鳥獣保護区	57
	岸和田猟銃禁止区域	3,930
	小 計	4,499

出典：岸和田市生物多様性地域戦略2014

第3節 快適環境の現況

1 快適環境の概要

環境資源の分布は、市域の平地臨海部から山地部にかけて変化がみられ、平地臨海部に人工的環境資源が多く、丘陵部、山地部と標高が増すにつれ、自然的環境資源が多くなる傾向にあります。

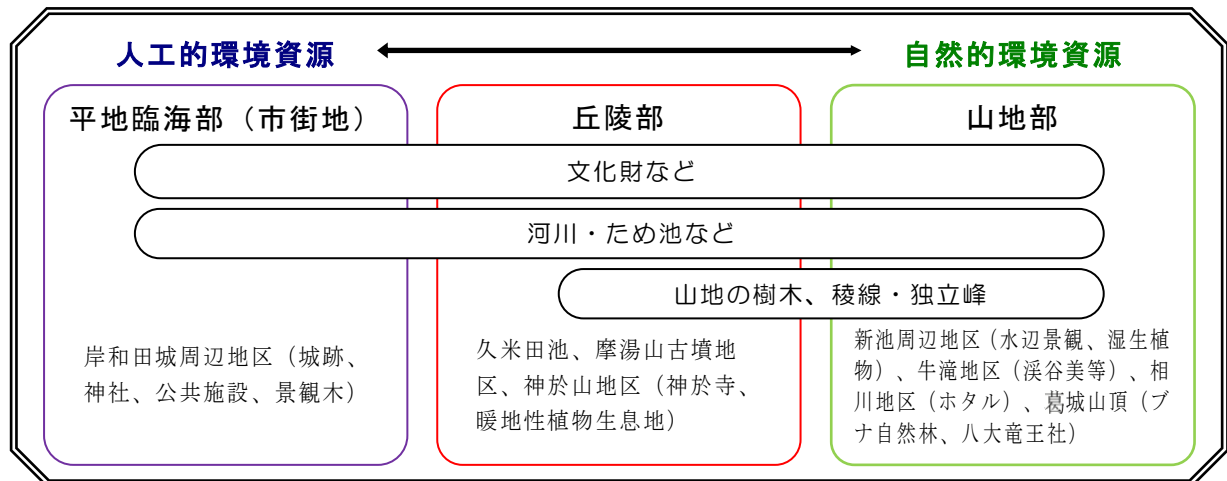
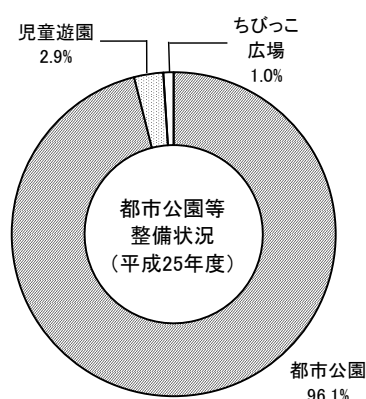


図3－1 快適環境の概要

2 公園等の整備状況

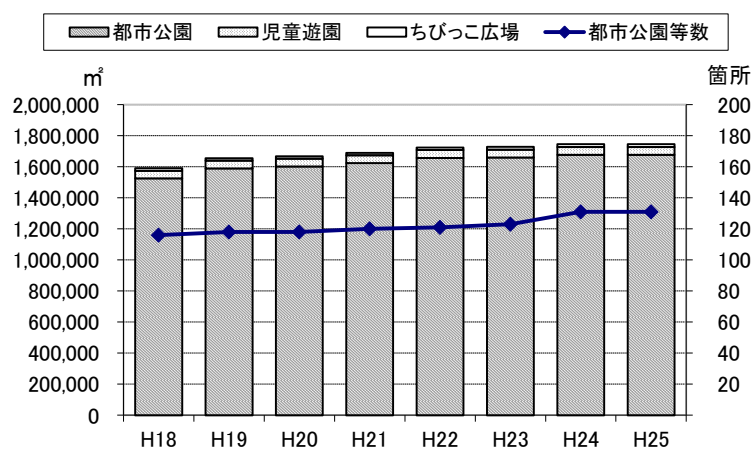
平成 25 年度における都市公園は園数が 131 箇所、総面積が 1,678,000 m²となっており、市民一人当たりの面積は約 8.10 m²となっています。

また、都市公園等（児童遊園やちびっ子広場の都市公園以外を含む）は、平地臨海部から丘陵部にかけての市街地に偏って分布しています。都市公園等数及び面積の推移については、やや増加しています。なお、緑道は、春木川緑道、いながわ緑道、古城川緑道等が順次、整備されていますが、全市的な緑のネットワークを形成するには至っていません。



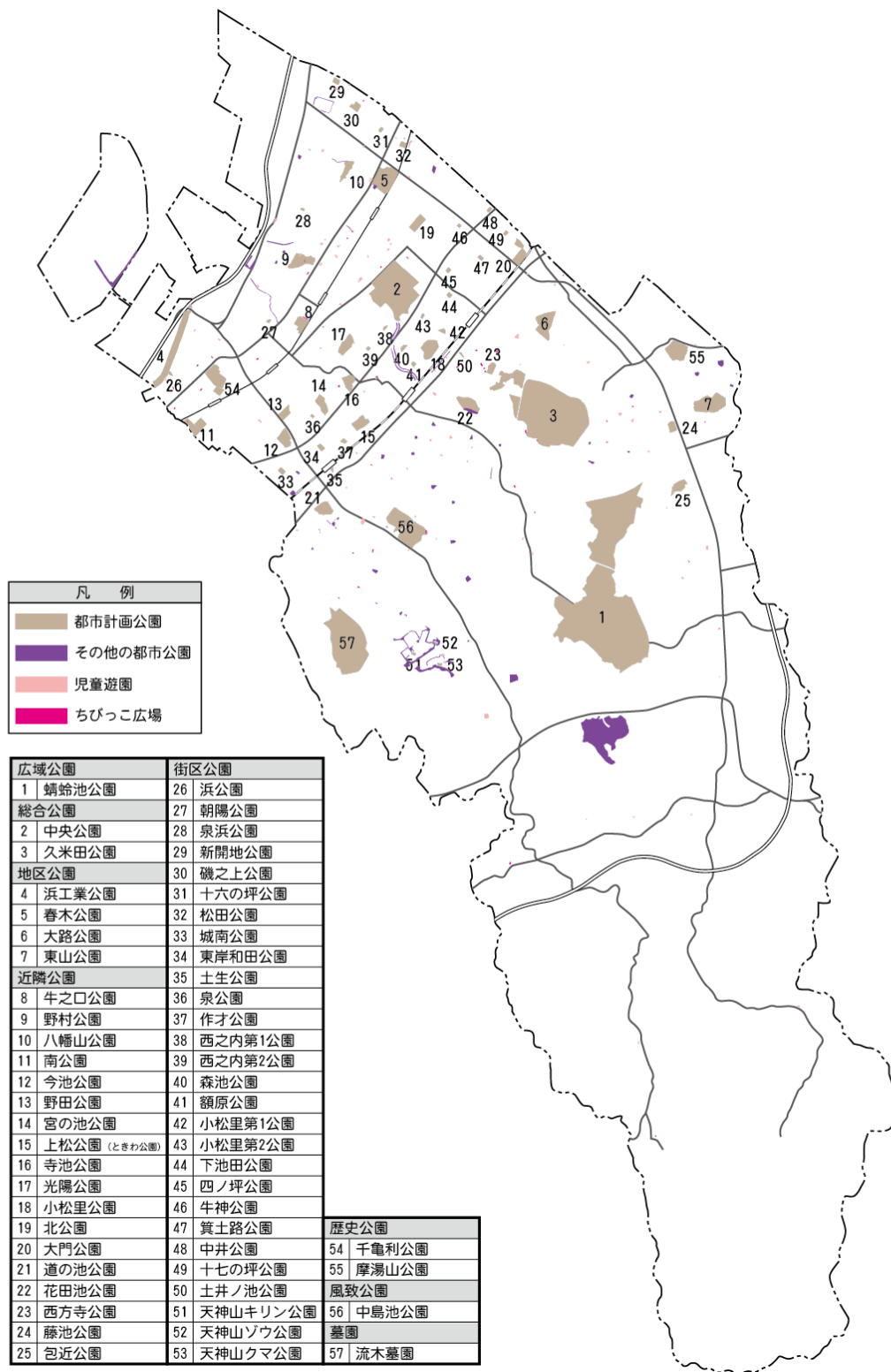
資料：水とみどり課

図3-2 都市公園等面積の割合



資料：水とみどり課

図3-3 都市公園等数及び面積の推移



資料：水とみどり課

※5、17、18、20～24、30、31、55の公園は、計画決定はされていますが、未整備の公園です。
また、これら以外の公園には、整備中の公園を含みます。

図3-4 都市公園等の分布

3 景観の特徴

①自然的景観

自然的景観は山地部、丘陵部、平地臨海部といった変化に富んだ地形を伴う多様な緑や水辺の自然的環境資源によって構成されています。

本市の代表的な自然的景観のほとんどは、緑を主体として構成されています。しかし近年、市域の緑は徐々に減少する傾向にあります。

また、水辺のうち、河川は、そのほとんどがコンクリート護岸等による人工的な景観で形成されており、景観的な配慮や親水的な配慮がなされた河川はほとんどありませんでした。ため池についても、親水的な配慮が施されていませんでした。しかし近年、景観的な配慮や親水的な配慮がなされた改良が進められています。

代表的な眺望は、和泉葛城山系や神於山の山なみ、山地部からの市域や堺、神戸方面の遠望、久米田池、岸和田城からの眺めなどです。

また、和泉葛城山、神於山、久米田池などでは、市民、事業者、行政が一体となった保全活動も活発に行われ、これらの活動が地域の自然景観を育んでいます。

②人文的景観

歴史的景観としては、歴史的建造物、史跡、古いまちなみ、民家等が平地臨海部から丘陵部、山地部にかけて数多くみられます。代表的な歴史的景観としては、旧武家屋敷町の面影を残した岸城町、伝統的様式の商家のまちなみが続く本町、西福寺を中心とした農漁村地域、土堀と門長屋に囲まれた家が建ち並ぶ春木地区、熊野街道及び紀州街道沿いの歴史的道筋景観のほか、阿間河滝、積川、福田、内畑、尾生、包近等の旧集落景観等があります。

また、歴史的景観と自然的景観が組み合わせられた場所として、神於寺を中心とした神於山周辺、紅葉の名所でもある牛滝山大威徳寺周辺、良好な樹木と雨降りの滝という緑と水が彩りを添える意賀美神社等があります。

建築景観としては、岸和田城を中心とした城周辺景観（天守閣、旧武家屋敷町、五風荘等）、丘陵部を中心に開発が進められている住宅市街地景観（天神山住宅、上松台団地、東ヶ丘住宅団地等）、南海岸和田駅前商店街及び岸和田旧港再開発地区にみられる商業施設景観があります。

また、市民、事業者によるまちなみ修景活動が本町地区などで継続的行われ、その他にも景観まちづくり協議会等による美しく魅力あるまちづくりが行われています。

4 歴史的・文化的遺産の特徴

歴史的・文化的遺産は、国、府、市指定の文化財、社寺、遺跡、天然記念物等が平地部臨海から丘陵部、山地部にかけて数多くみられます。指定文化財は、主に平地部の城周辺地区、丘陵部の久米田池周辺に集中しています。また、丘陵部から山地部にかけては、意賀美神社、山直神社、積川神社等の社叢、大威徳寺多宝塔、神於寺跡等の遺跡が分布しています。地域の歴史・文化は環境とも深く関わっています。これまでに大切に残されてきた地域の自然と歴史・文化を次の世代へ引き継いでいことが重要です。

表3-1 文化財保護法等による史跡、名勝、天然記念物の指定状況

天然記念物	国指定	和泉葛城山ブナ林
	府指定	山直大嶋邸のびやくしん
	市指定	西向寺のいぶき、奥家の棕、稲葉町薬師堂跡の榎、大沢神社の杉、積川神社の棕、円教寺の蘇鉄、意賀美神社社叢、兵主神社社叢、夜疑神社社叢、土生神社社叢、稲葉町菅原神社社叢、山直神社社叢、
史跡	国指定	摩湯山古墳
	府指定	久米田寺境内、岸和田城跡、池田王子跡
	市指定	岸和田藩薬園跡、岸和田城堀口御門跡、紀州街道本町一里塚跡、岸和田城防潮石垣跡、岸和田藩校跡、貝吹山古墳、風吹山古墳、女郎塚古墳、無名塚古墳、光明塚古墳、志阿弥法師塚古墳、神於寺跡、岸和田藩主松平康重墓（光明寺）、岡山御坊跡、大山大塚古墳（附 捕鳥部萬の墓）、義犬塚古墳、岸和田藩主岡部家累代の墓（泉光寺）、光忍上人塚古墳、小金塚古墳
史跡名勝	府指定	久米田池
名勝	国指定	岸和田城庭園（八陣の庭）
	府指定	牛滝山
	市指定	五風荘庭園
無形民俗文化財	府指定	葛城踊り
無形文化財	市指定	土生鼓踊り

出典：岸和田市ホームページ 岸和田市内の指定文化財

第4節 生活環境の現況

1 大気環境

大気汚染物質のうちで二酸化硫黄、二酸化窒素、非メタン炭化水素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントについて、大阪府が岸和田中央公園局（一般環境大気測定局）及び天の川下水ポンプ場局（自動車排出ガス測定局）において常時監視を行っています。

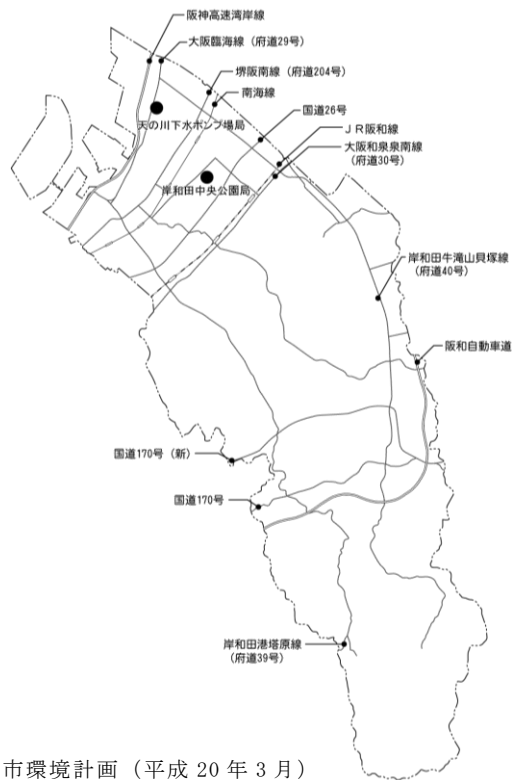
昭和48年度からの調査の結果、二酸化硫黄及び二酸化窒素については概ね環境基準を達成しています。また、非メタン炭化水素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントについては、近年においても環境基準若しくは指針値を超過した日又は年度があります。近年の測定結果は以下の図のとおりです。

環境基準が定められている有害大気汚染物質（ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン）については、市が調査を実施しています。

平成13年度から平成25年度までの調査の結果、平成13年度及び平成14年度にベンゼンが環境基準を超過しましたが、その後、環境基準を超過した年度はありません。

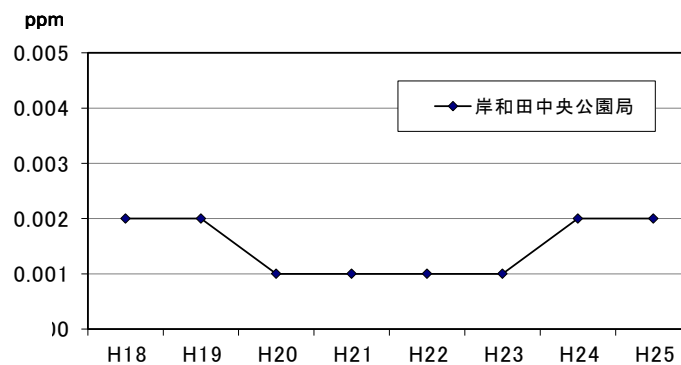
また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、大阪府が平成26年度より岸和田市中央公園で測定しています。平成26年度の日平均値の年間98%値（ただし、測定方法が環境省の認定基準に満たない参考値）は、29.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ です。

光化学スモッグ発令状況については、泉南地域では減少傾向となっており、平成25年度は予報が2回、注意報が0回です。大阪府全域では近年減少傾向となっていました。平成25年度は予報が13回（平成24年度は7回）、注意報が7回（平成24年度は4）と増加しています。



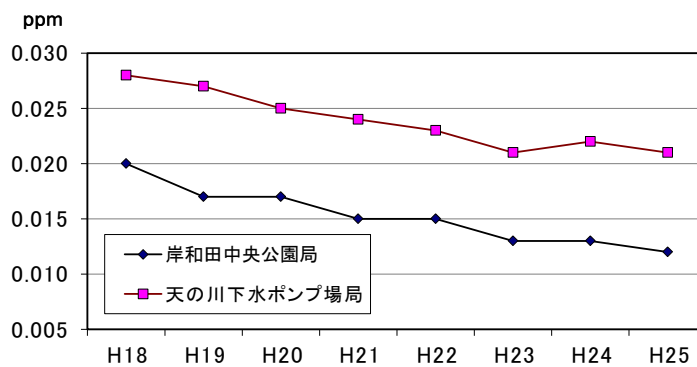
※岸和田市環境計画（平成 20 年 3 月）
を基に見直し

図4－1 大気環境の監視地点



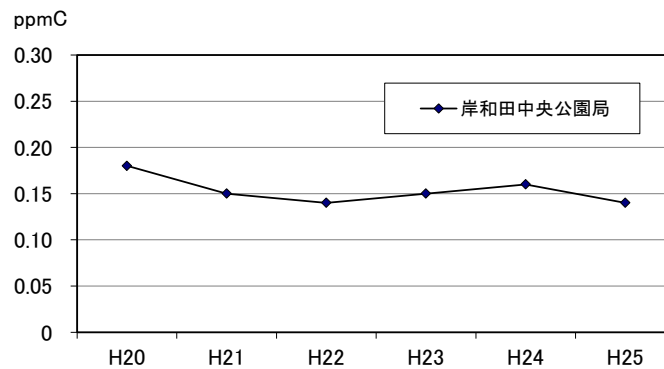
出典：岸和田市環境白書（平成 25 年度）

図4－2 二酸化硫黄濃度(年平均)の推移



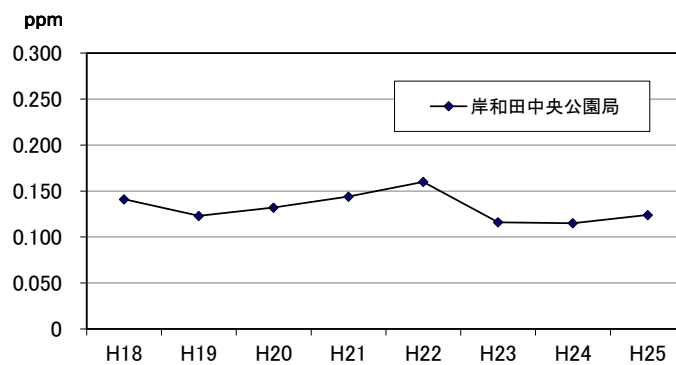
出典：岸和田市環境白書（平成 25 年度）

図4－3 二酸化窒素濃度(年平均)の推移



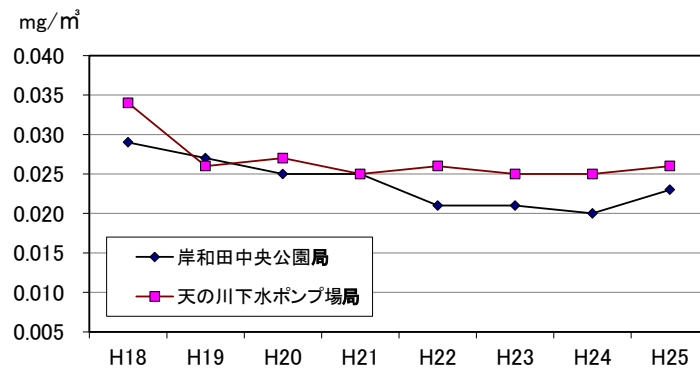
出典：岸和田市環境白書（平成 25 年度）

図4-4 非メタン炭化水素濃度（年平均）の推移



出典：岸和田市環境白書（平成 25 年度）

図4-5 光化学オキシダント濃度（昼間の1時間の最高値）の推移



出典：岸和田市環境白書（平成 25 年度）

図4-6 浮遊粒子状物質濃度（年平均）の推移

表4-1 光化学スモッグ発令状況

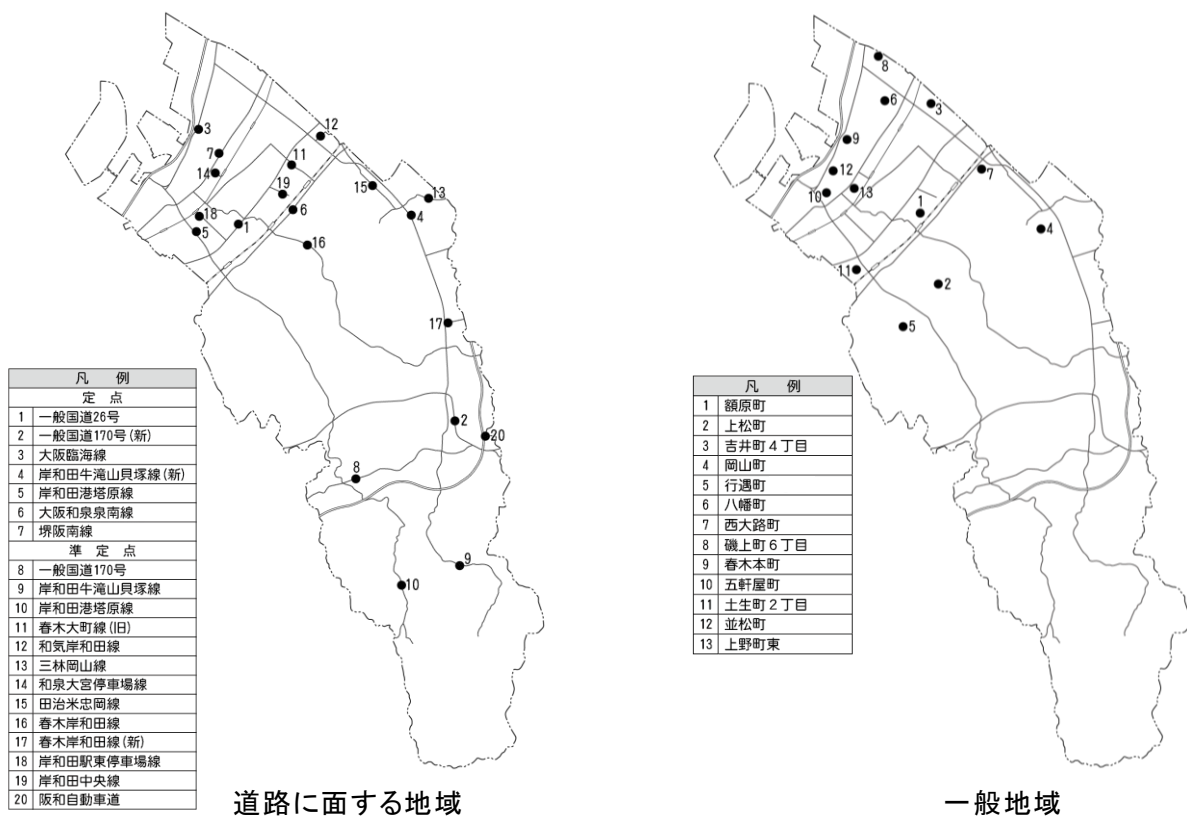
年度	泉南地域		大阪府全域	
	予 報	注意報	予 報	注意報
H18	6 回	4 回	18 回	17 回
H19	4 回	2 回	14 回	11 回
H20	3 回	2 回	8 回	7 回
H21	7 回	3 回	15 回	13 回
H22	3 回	1 回	17 回	12 回
H23	2 回	1 回	4 回	4 回
H24	2 回	0 回	7 回	4 回
H25	2 回	0 回	13 回	7 回

出典：大阪府 大気汚染常時監視のページ

2 騒音

①環境騒音

本市では、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき道路に面する地域20地点、市域における環境騒音の実態を客観的に把握するため一般地域13地点をそれぞれ毎年測定地点を変え環境モニタリング調査し、地域の類型及び時間の区分ごとに定められた基準値への適合状況を評価しています。



出典：岸和田市環境白書（平成25年度）

図4-7 騒音の調査地点

●道路に面する地域

自動車騒音の常時監視の結果、環境基準の達成率は96.8%（12,365戸中11,974戸）でした。

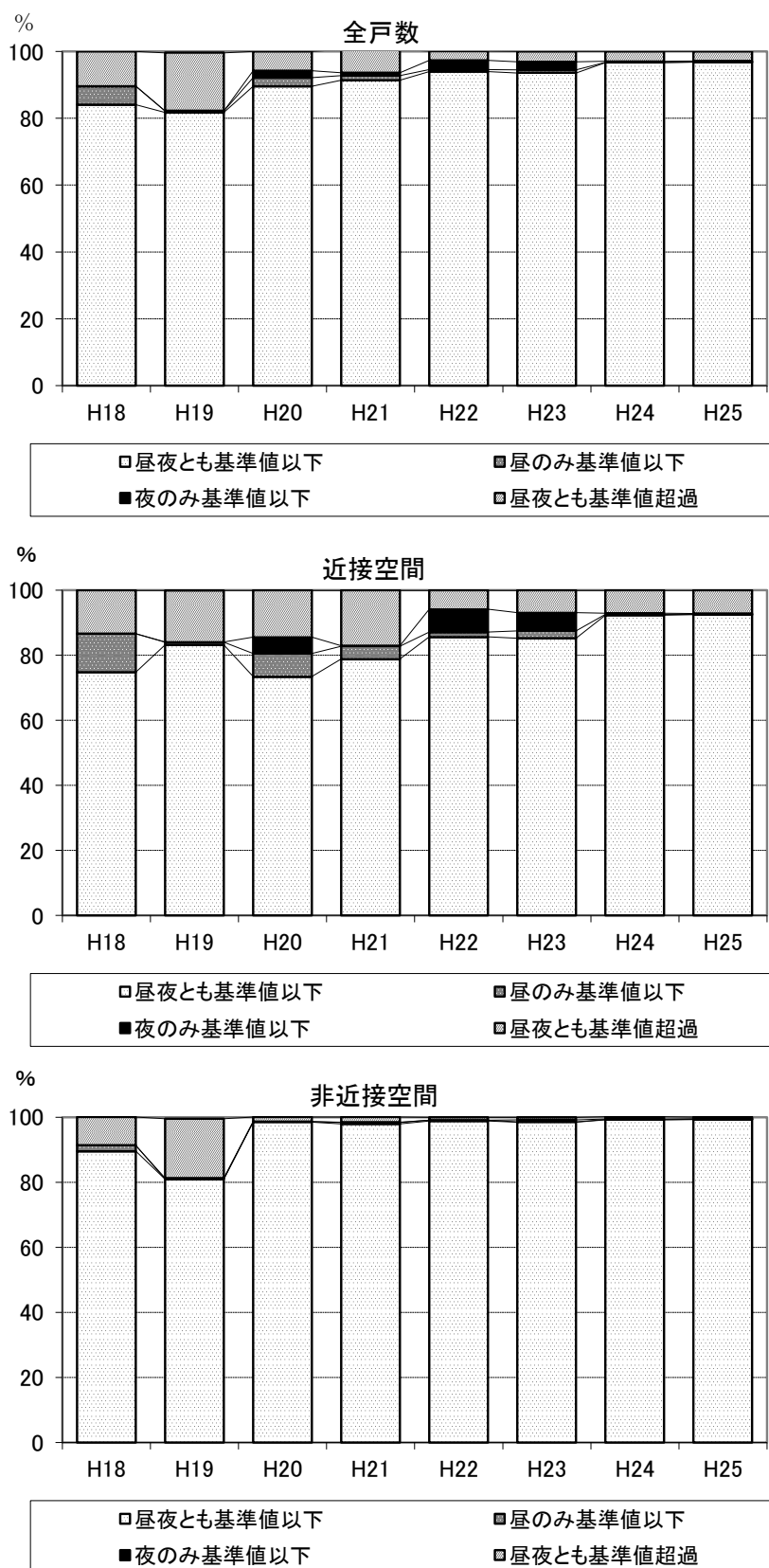


図4-8 騒音の環境基準達成状況面的評価の推移

●一般地域

すべての地点で環境基準を達成しました。

表4-2 一般地域における環境基準達成状況

(単位:デシベル)

番号	測定地点	地域 類型	昼 間			夜 間		
			環 境 基 準	測 定 結 果 LAeq	適 合 状 況	環 境 基 準	測 定 結 果 LAeq	適 合 状 況
①	額原町	A	55	45	○	45	40	○
②	上松町	A	55	44	○	45	35	○
④	岡山町	B	55	46	○	45	39	○
⑤	行遇町	B	55	43	○	45	36	○
⑦	西大路町	C	60	48	○	50	42	○

(測定日:平成26年1月22日～1月23日)

出典:岸和田市環境白書(平成25年度)

②航空機騒音

本市では、関西国際空港が開港された平成6年度から航空機騒音の調査を行っています。

平成6年度から平成25年度まで、調査を実施した結果、環境基準を超過した年度はありません。

3 水環境

①公共用水域（河川）

本市では、水質汚濁防止法第 15 条の規定により、市内の公共用水域の水質汚濁状況を 7 河川 11 地点で監視しています。各測定地点における、人の健康の保護に関する項目、生活環境の保全に関する項目については以下のとおりです。

- ・ 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

カドミウム、鉛、六価クロムなど 27 項目

- ・ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数、全窒素（T-N）、全リン（T-P）の 8 項目

平成 25 年度の調査結果では、健康項目は、11 地点の全ての地点で全項目について環境基準を達成しました。しかし、生活環境項目については、津田川中流で pH の環境基準が未達成、牛滝川で大腸菌群数が未達成でした。

また、各測定地点の BOD の推移については、横ばい又は減少で推移しています。

表4-3 BODの環境基準達成状況

河 川	地点 番号	測定 地点	類 型	環境基準 (BOD基準値)	測定結果 75%値	測定結果 平均値	m/n	適否
牛滝川	①	松瀬橋	B	3mg/L 以下	1.1	1.2	0/4	○
	②	山直中橋			1.8	2.0	0/4	○
	③	高橋			2.2	1.8	0/12	○
轟川	④	陽代橋	—	—	2.5	2.5	—	—
春木川	⑤	上轟橋	D	8mg/L 以下	2.7	2.5	0/4	○
	⑥	春木橋			4.9	4.2	0/12	○
津田川	⑦	諸井堰	E	10mg/L 以下	1.5	1.3	0/4	○
	⑧	虎橋			3.1	2.9	0/4	○
小湊川	⑨	小湊橋	—	—	1.9	1.7	—	—
新天ノ川	⑩	天川橋	—	—	2.3	2.2	—	—
古城川	⑪	上町橋	—	—	5.2	5.5	—	—

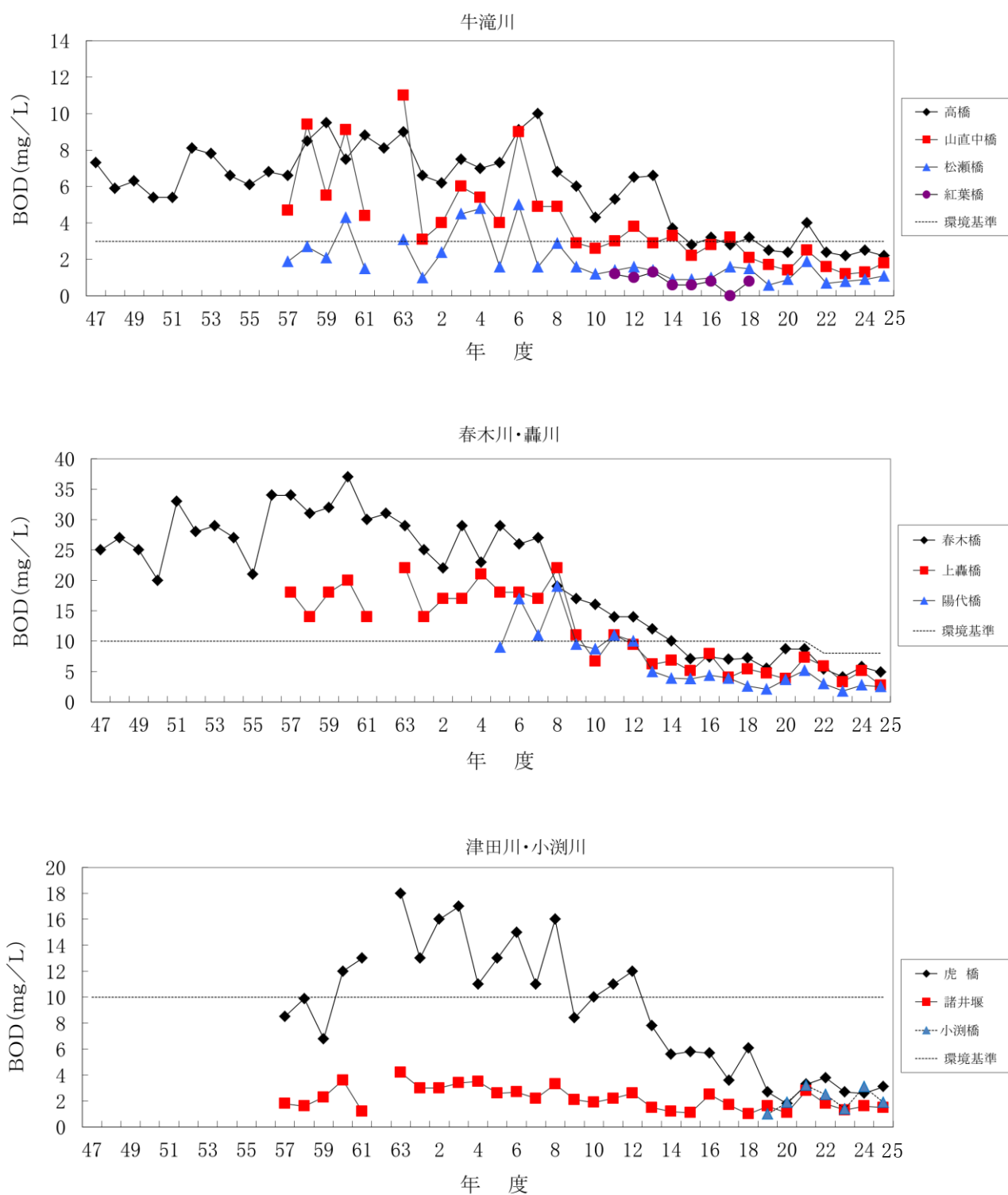
注1) 75%値：年間の測定値を低い順に並べたとき75%の位置にくる値のこと。

2) m/n：基準値超過検体数／総検体数

3) 適否：BODの環境基準評価方法はm/nの値が25%以下を適合とする。

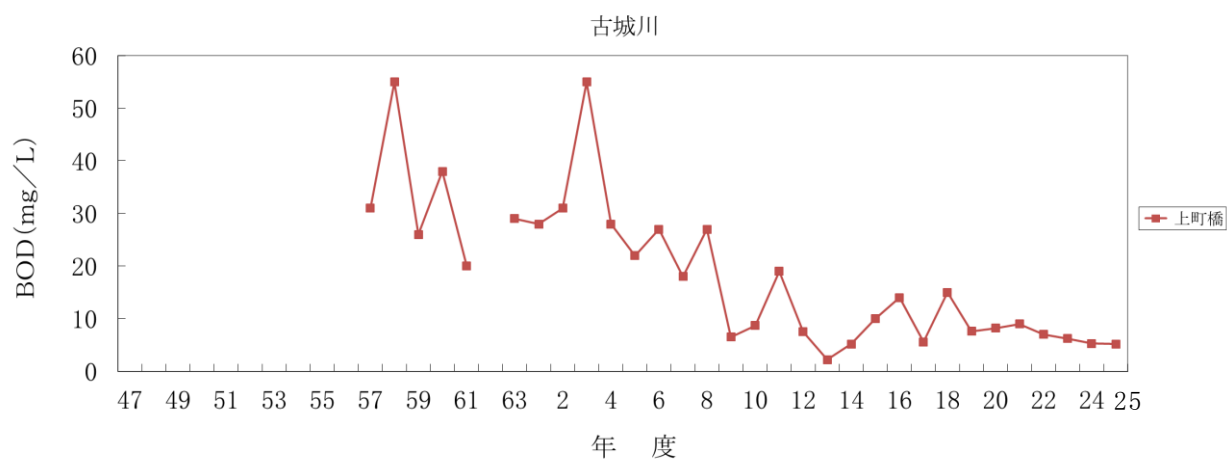
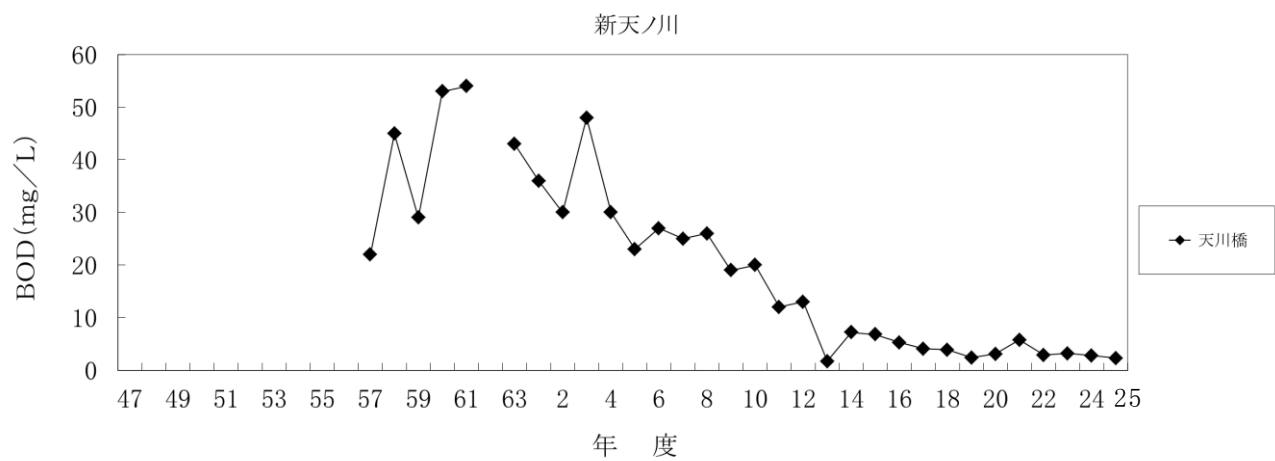
※測定地点は大阪府の基準点を示す。

出典：岸和田市環境白書（平成25年度）



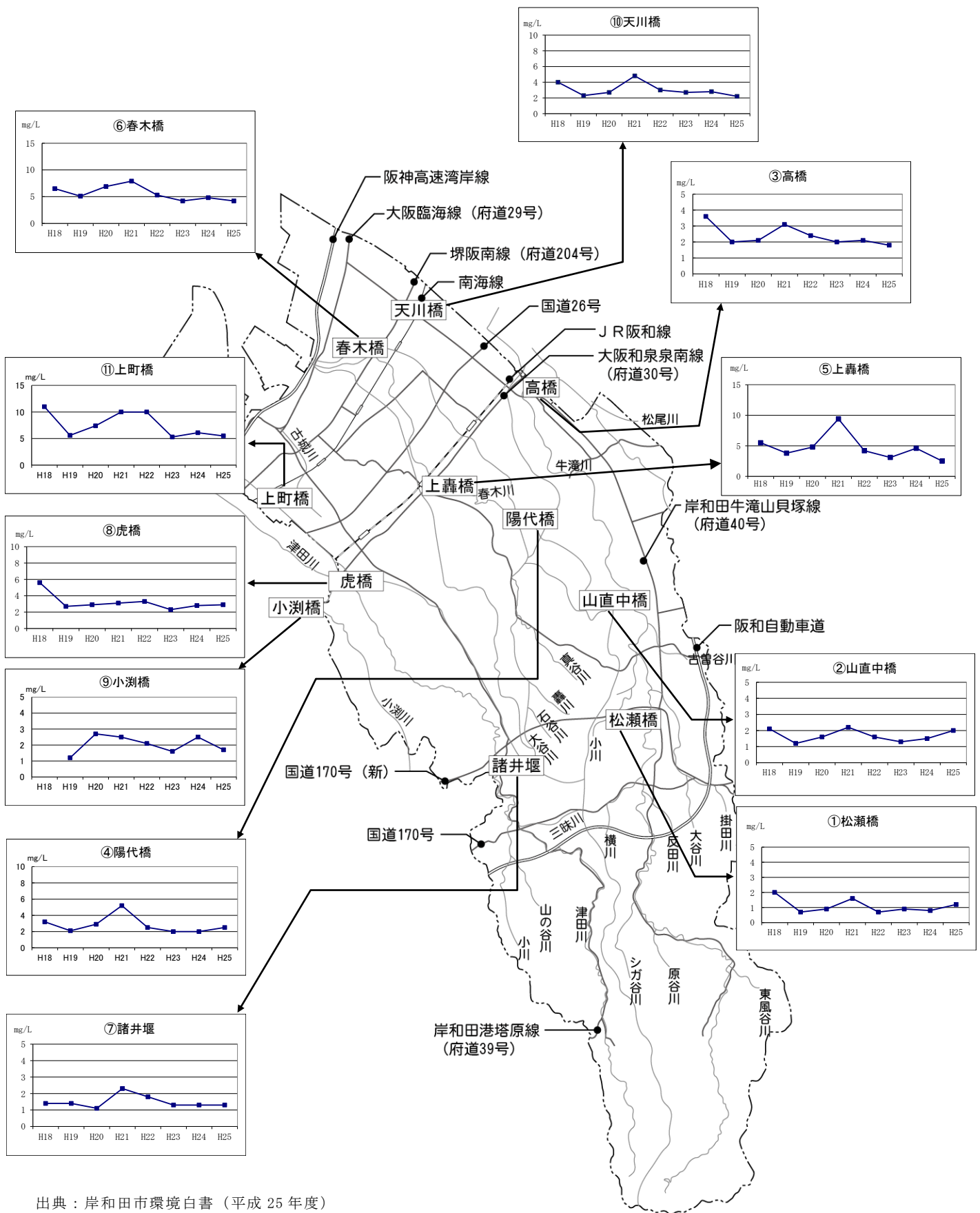
出典：岸和田市環境白書

図4-9 河川BOD(75%値)の推移(その1)



出典：岸和田市環境白書

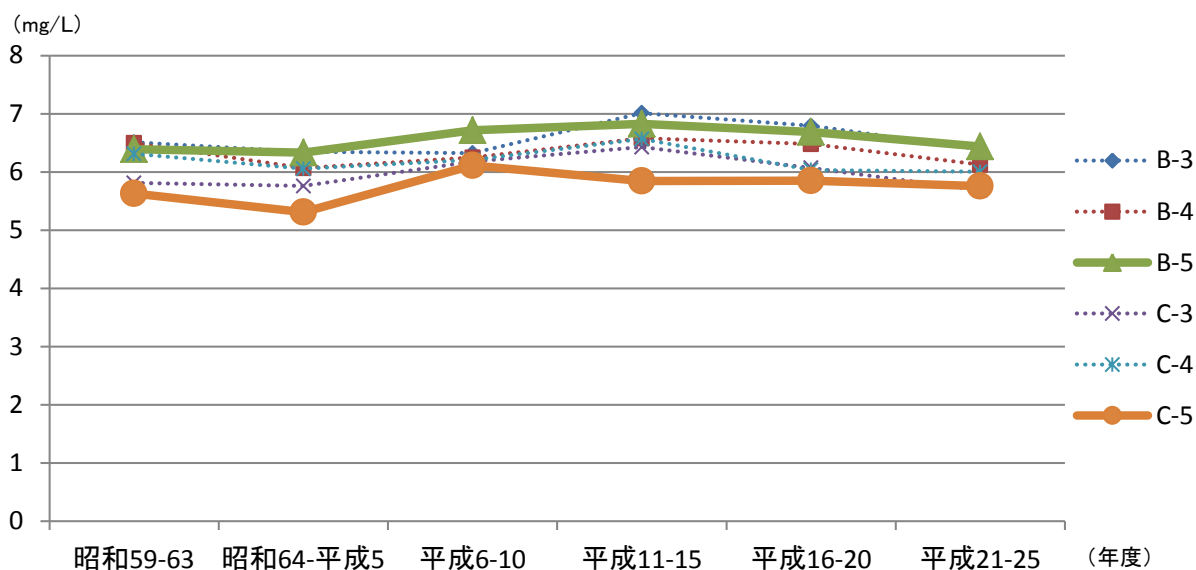
図4－10 河川BOD(75%値)の推移(その2)



②公共用水域（大阪湾）

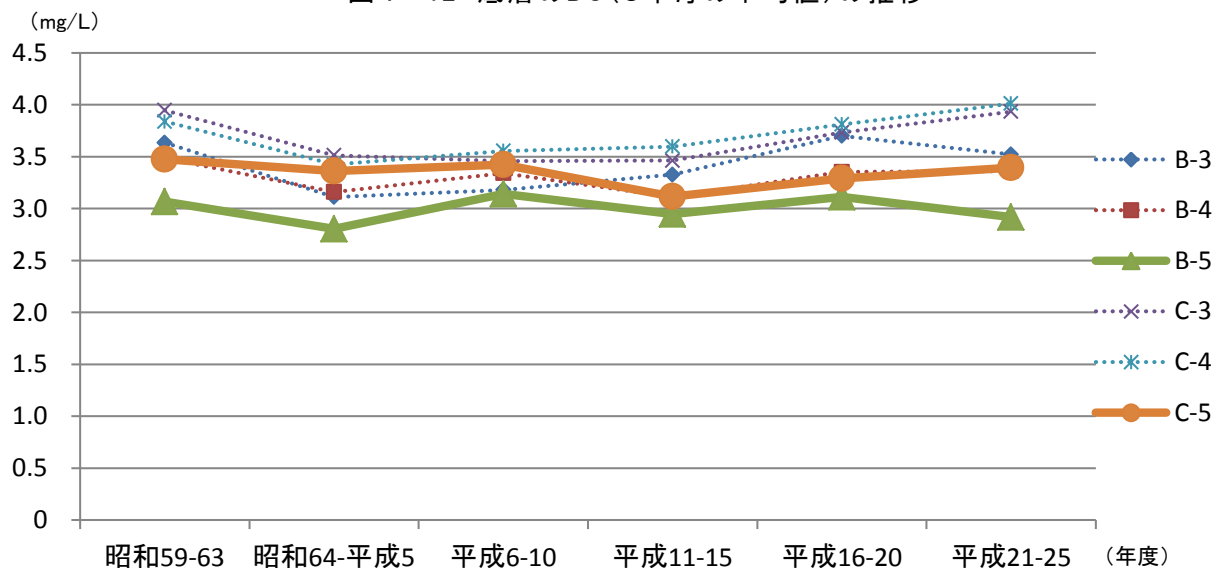
大阪府では、水質汚濁防止法第15条の規定により、大阪府域の公共用水域の水質を常時監視しています。海域については、水質測定地点として大阪湾海域22地点、底質測定地点として15地点で監視しています。

岸和田市周辺の観測結果（B-5、C-5）は、底層のDOについては、他の観測地点同様にほぼ横ばい、表層のCODは他の観測地点よりやや低い値でほぼ横ばいで推移しています。



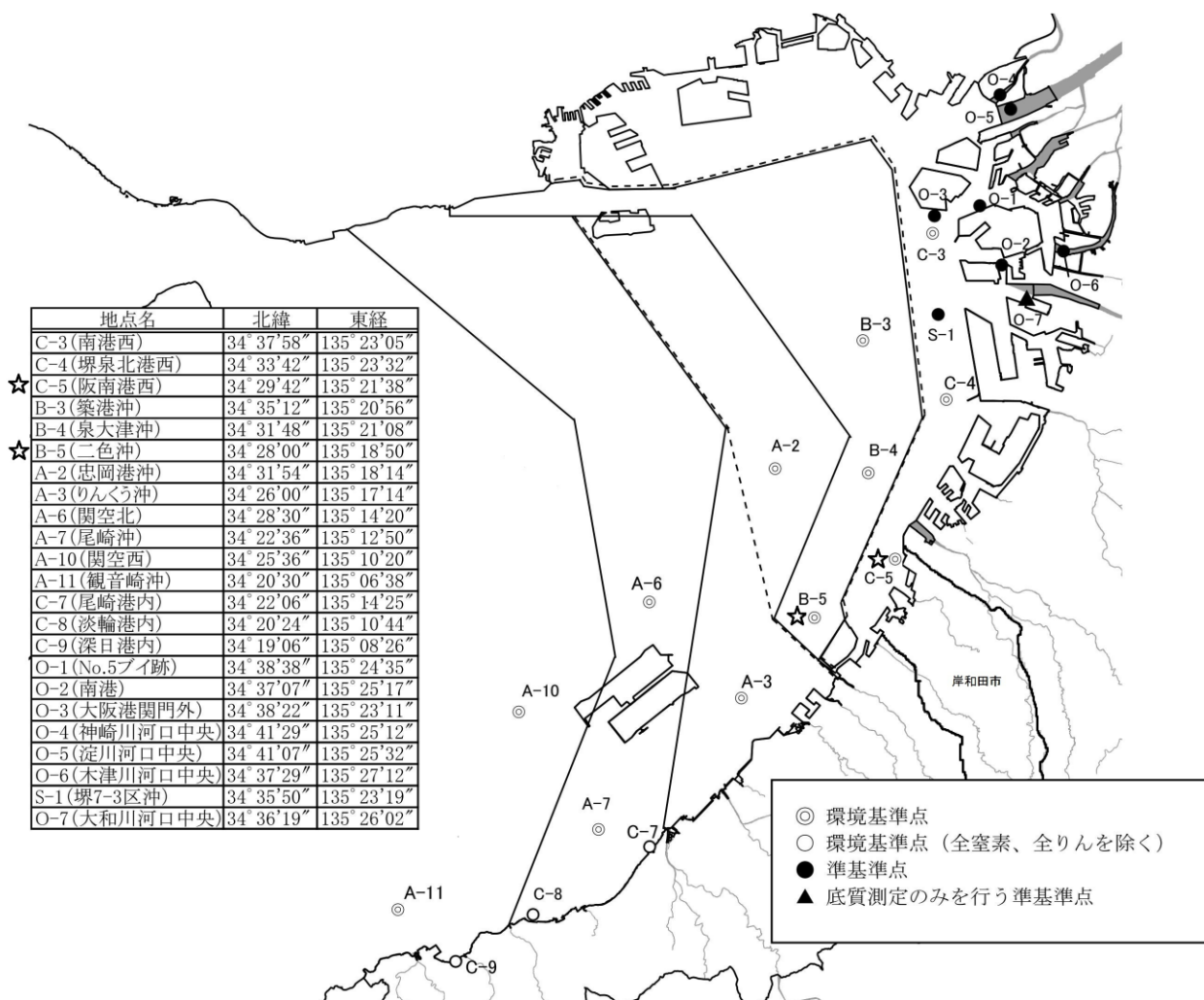
※大阪府公共用水等環境データベースより作成

図4-12 底層のDO(5年毎の平均値)の推移



※大阪府公共用水等環境データベースより作成

図4-13 表層のCOD(5年毎の平均値)の推移



出典：大阪府域河川等水質調査結果報告書（平成25年度）

図4-14 大阪湾水域の水質・底質測定地点図

③地下水

本市では、水質汚濁防止法第15条の規定により、市内の地下水の水質汚濁状況を監視しています。地下水の調査は、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査の3種類があり、各調査の目的は次のとおりです。

●概況調査

市域の全体的な地下水質の概況を把握するため、市域をメッシュに分割して、毎年3ヶ所程度、調査しています。

●汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに地下水汚染が発見された場合や土壌汚染調査により土壌汚染が発見された場合、その汚染範囲を確定するために実施する調査です。

●継続監視調査

これまでの調査で汚染が確認された地点を継続的に監視するため、汚染状況の動向を調査しています。

表4-4 各測定地点の状況

地区名	調査井戸数	調査項目	状況
①西大路町地区	1	VOC 6 項目※	平成14年度以降、環境基準を達成している。
②岸城町地区	2	VOC 6 項目、 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については平成14年度以降、環境基準を達成している。 1,2-ジクロロエチレンについては平成14年度以降、超過している年度があり、平成25年度についても環境基準を超過した。
③尾生町地区	1	総水銀、 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	平成14年度以降、環境基準を達成している。
④田治米町地区	1	VOC 6 項目	トリクロロエチレンについては平成14年度から平成22年度までは環境基準を達成したが、平成23年度以降、環境基準を超過している。
⑤並松町地区	1	全シアン、鉛、 砒素、ふっ素	平成19年度以降、環境基準を達成している。
⑥八幡町地区	2	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	平成18年度以降、超過している年度があり、平成25年度についても環境基準を超過した。
⑦塔原町地区	1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	平成20年度以降、超過している年度があり、平成25年度についても環境基準を超過した。
⑧稲葉町地区	1	鉛	平成22年度以降、環境基準を達成している。

※VOC（揮発性有機化合物）6項目：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びこれらの分解生成物質である1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン及び塩化ビニルモノマーを加えたもの。

出典：岸和田市環境白書（平成25年度）

4 ダイオキシン類

ダイオキシン類は、健康への影響の未然防止の観点から対策が必要な環境汚染物質です。本市及び大阪府は、市内の一般環境中におけるダイオキシン類濃度の実態を把握するための調査を行っています。

平成 25 年度は、全ての地点において環境基準を達成しています。ダイオキシン類の常時監視を開始した平成 12 年度からの推移をみると、大気中の濃度は改善しています。また、河川水質・底質の濃度はほぼ横ばい傾向です。土壌は毎年地点を変えて調査を行っています。

表4-5 ダイオキシン類の調査結果

項 目	調査地点	環境基準	調査結果	環境基準 達成状況
環境大気	大北下水ポンプ場	0.6pg-TEQ/m ³	0.061	○
	岸和田市中央公園		0.017	○
河川水質	牛滝川高橋	1pg-TEQ/L	0.12	○
	小湊川小湊橋		0.09	○
	春木川春木橋		0.41	○
河川底質	牛滝川高橋	150pg-TEQ/g	0.74	○
	小湊川小湊橋		1.6	○
	春木川春木橋		0.21	○
土 壌	東ヶ丘第3公園	1,000pg-TEQ/g	3.7	○

注1) pg (ピコグラム) : 1 兆分の 1 グラム

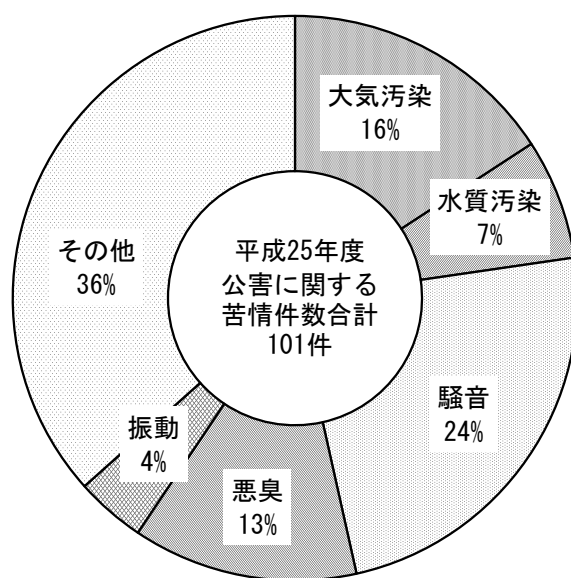
2) TEQ : 毒性等量のこと。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した量として表していることを示します。

出典：岸和田市環境白書（平成 25 年度）

5 公害に関する苦情受付件数

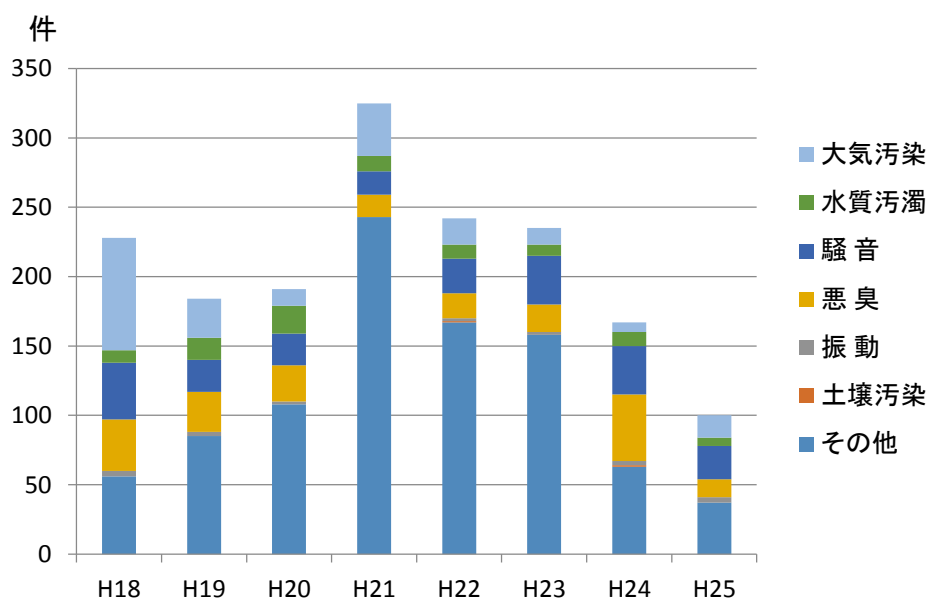
近年の苦情は、典型 7 公害（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・土壌汚染・地盤沈下）に限らず、雑草、不法投棄等、広範囲に及んでいます。また、被害内容としては、健康に影響を及ぼすよりも、感覚的・心理的な苦情が多くなる傾向にあります。

苦情件数の受付件数と推移は以下のとおりです。



出典：岸和田市環境白書（平成25年度）

図4－15 苦情受付件数の状況（平成25年度）



出典：岸和田市環境白書（平成 18 年度～25 年度）

図 4－16 苦情受付件数の推移

第5節 地球環境の現況

1 エネルギー

本市で消費されているエネルギー量、二酸化炭素排出量を産業、民生、運輸、廃棄物の部門別に推計しました。

①エネルギー消費量

平成25年度におけるエネルギー消費量は、各部門合計で22,275TJでした。部門別では、産業部門が約47%、民生部門が約41%、運輸部門が約12%、廃棄物部門が約1%となっています。平成2年度の消費量と比較すると、すべての部門で増加しています。

表5-1 エネルギー消費量

部 門		平成2年度		平成 25 年度	
		エネルギー 消費量 (TJ)	エネルギー 消費割合 (%)	エネルギー 消費量 (TJ)	エネルギー 消費割合 (%)
産業部門		6,992	40.9	10,351	46.5
民生部門		7,404	43.3	9,126	41.0
	家庭系	(4,458)	(26.1)	(4,996)	(22.4)
	業務系	(2,946)	(17.2)	(4,130)	(18.5)
運輸部門		2,577	15.1	2,676	12.0
廃棄物部門		112	0.7	122	0.5
合 計		17,084	100.0	22,275	100.0

注) 四捨五入の関係で、個々の数値の和と合計は必ずしも一致しません。

資料：環境保全課

②二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量は、エネルギー消費量に二酸化炭素排出係数を乗じて推計しました。

平成25年度における二酸化炭素排出量は約1,257千t-CO₂でした。部門別では、産業部門が約43%、民生部門が約39%、運輸部門が約16%、廃棄物部門が約2%となっています。平成2年度の排出量と比較すると、運輸部門のみ減少し、それ以外の部門では増加しています。

表5-2 二酸化炭素排出量

部 門		平成2年度		平成 25 年度		
		二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	二酸化炭素 排出割合 (%)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	二酸化炭素 排出割合 (%)	
産業部門		385,024	36.5	545,881	43.4	
民生部門		438,164	41.5	489,945	39.0	
		家庭系	(181,610)	(17.2)	(262,888)	(20.9)
		業務系	(256,554)	(24.3)	(227,057)	(18.1)
運輸部門		211,977	20.1	197,107	15.7	
廃棄物部門		19,778	1.9	23,650	1.9	
合 計		1,054,943	100.0	1,256,583	100.0	

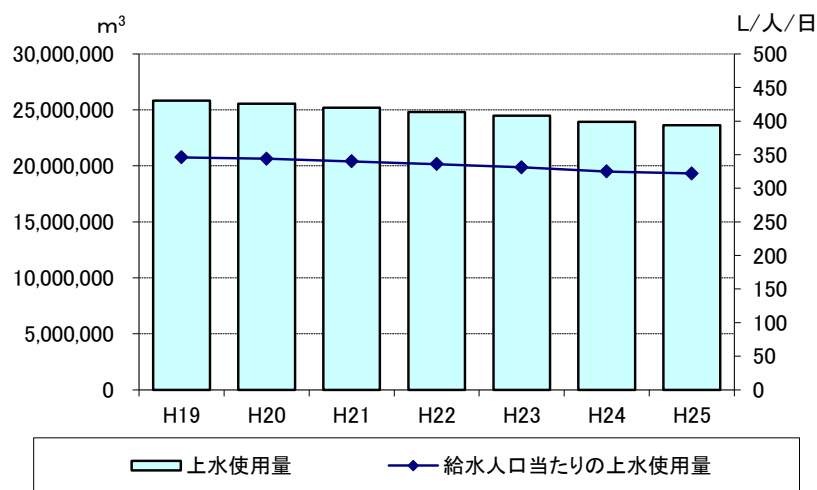
注) 四捨五入の関係で、個々の数値の和と合計は必ずしも一致しません。

資料：環境保全課

2 上水道

本市の上水道は、府営水道の配水と、流木浄水場で汲み上げた地下水を、水道水として供給しています。上水道の普及率は平成11年度から100%となっています。

使用量は平成25年度で23,626千 m^3 となっており、近年は減少しています。



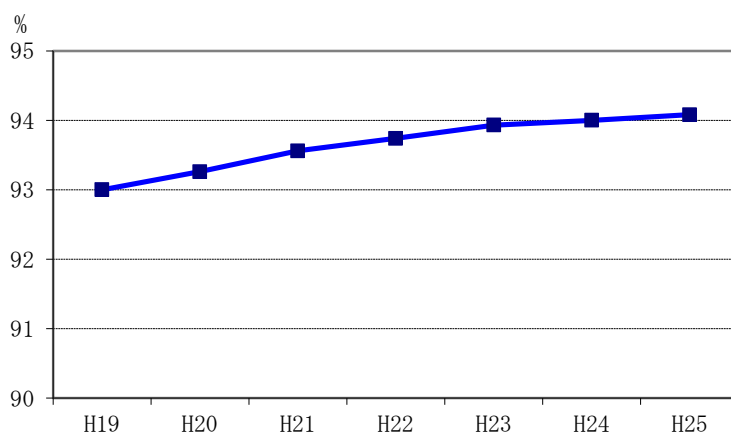
出典：上水道事業年報

図5－1 上水使用量の推移

3 生活排水

市内で発生する汚水は、公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽で処理されています。

平成25年度末時点で、市内の汚水処理人口は約189千人、汚水処理人口普及率は約94%と、全国平均の89%に比べて高い普及率となっています。



資料：上下水道局下水道整備課

図5－2 汚水処理人口普及率

4 一般廃棄物

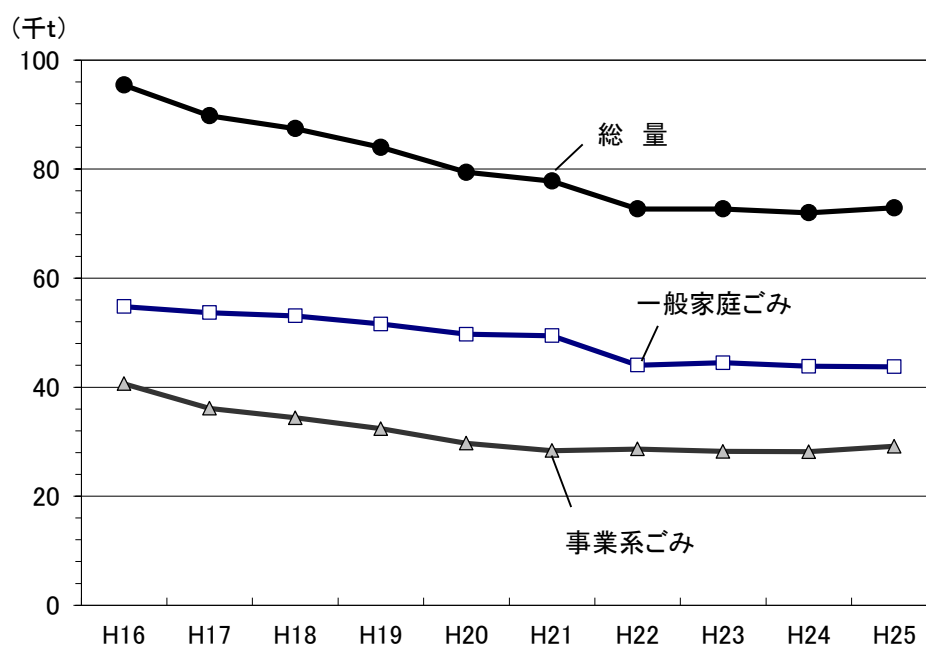
本市の一般廃棄物のうち、一般家庭ごみは、普通ごみ、プラスチック製容器包装、空きビン・空きカン・ペットボトル、粗大ごみの収集区分で収集しており、本市と貝塚市で組織する一部事務組合の清掃工場で処理を行っています。

平成 14 年 7 月に一般家庭普通ごみの一部と粗大ごみの収集運搬を有料とし、平成 22 年 4 月には一般家庭普通ごみ全部の収集運搬を有料とし、ごみの減量、分別を推進しています。

埋立ごみ、廃食用油については町会、自治会等で拠点回収を実施しています。一方、事業系ごみは許可業者収集と直接搬入で清掃工場に搬入され、処理されています。

本市の一般廃棄物排出量は、平成 12 年度まで増加を続けていましたが、それ以降は減少しています。

平成 25 年度の一般廃棄物排出量の合計（一般家庭ごみ排出量に事業系ごみ排出量を加えたもの）は、約 7 万 t、市民 1 人 1 日当たりに換算すると 993 g となっています。



注) 一般家庭ごみとは普通ごみ、プラスチック製容器包装、空きビン・空きカン・ペットボトル、粗大ごみ等です。

出典：岸和田市廃棄物統計書（平成16年度～平成25年度）

図5-3 一般廃棄物排出量の推移

第6節 環境保全活動の現況

市民、事業者及び行政が岸和田市環境計画に掲げるパートナーとして、相互をネットワークで結び、協働することで、活動の広がりと充実を図ることを目指した「きしわだ環境市民会議」が平成17年から活動を開始しています。

「きしわだ環境市民会議」をはじめ、個人、団体、事業者など多様な主体が、山、川、池、海など自然度の高い場所から市街地の公園、道路など人工的な場所に至るまで、それぞれの場所で、ボランティアによる活動を展開しています。

和泉葛城山における天然記念物ブナの保護増殖、神於山における里地里山の再生、ため池、河川、水路、港湾、公園、道路などにおける美化活動、場所毎の生物調査などの取組が行われています。また、これらの活動には、地域の児童・生徒が多く参加しており、環境学習の場ともなっています。

一方で、行政はボランティア活動を支援するとともに、イベント、講座、街頭宣伝を始めとした啓発活動を通じて、環境意識の向上に努めています。

このように、市民、事業者、行政が連携して環境保全に取り組むことで、担い手の育成や良好な環境の維持、形成につながっています。

第2章 岸和田市環境計画改定の経過

第1節 岸和田市環境審議会の開催状況

環境審議会での審議・検討経過

	日時	審議内容
平成26年度 第2回	2月20日（金） 15：00～	◇岸和田市の環境施策について ◇岸和田市環境保全条例の一部改正について ◇岸和田市環境計画改定について
平成27年度 第1回	7月30日（木） 14：00～	◇岸和田市環境計画改定について ◇岸和田市環境計画に基づく汚水に係る規制基準（排出基準）に係る項目の許容限度の見直しについて
平成27年度 第2回	10月30日（金） 14：00～	◇岸和田市環境計画改定について
平成27年度 第3回	3月23日（水） 14：00～	◇岸和田市環境計画改定について

第2節 岸和田市環境審議会規則

平成25年3月29日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、岸和田市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 公募した市民

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 審議会の委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、審議会の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した審議会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に生物多様性地域戦略部会（以下「戦略部会」という。）を置く。

2 戦略部会は、岸和田市環境計画及び生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づく生物多様性地域戦略の調査審議を担当する。

3 戦略部会の委員は、審議会の委員2名及び市長が委嘱する臨時委員1名をもって充てる。

4 第3条第1項の規定にかかわらず、臨時委員の任期は、市長が別に定める。

5 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

6 部会長は、部会の会務を掌握し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、環境部環境保全課に置く。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。
(岸和田市環境保全条例施行規則の一部改正)
- 3 岸和田市環境保全条例施行規則（平成15年規則第36号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

第3節 岸和田市環境審議会委員名簿

氏 名	所属・資格等	就任期間
いけだ たいち 池田 太一	市民公募委員	平成 25 年 4 月 26 日 ） 平成 27 年 4 月 25 日
いしだ しげる 石田 茂	春木漁業協同組合 代表理事組合長	
いずはら かずや 泉原 一弥	市民公募委員	
おおや ひでき 大家 秀樹	市民公募委員	
おもて ようこ 表 葉子	連合大阪泉州地区協議会	
かわせ まやな 川瀬 まやな	塩路法律事務所 弁護士	
さく ま だいすけ 佐久間 大輔	大阪市立自然史博物館 植物研究室 主任学芸員	
さと う けんじ 佐藤 健二	(一財) 関西環境管理技術センター 参与	
たかはら ひかる 高原 光	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授	
○ たけなか のりみち 竹中 規訓	大阪府立大学大学院 工学研究科 教授	
たにぐち としのぶ 谷口 敏信	いずみの農業協同組合 代表理事専務	
つねみち たくひこ 常道 拓彦	(有) ボアール学院 環境都市工学準学士	
にしおか かずふさ 西岡 数房	岸和田商工会議所 企画業務部長	
はら ゆうじ 原 祐二	和歌山大学 システム工学部 環境システム学科 准教授	
まつい たかのり 松井 孝典	大阪大学大学院 工学研究科 助教	
やまだ き み え 山田 紀美枝	岸和田地区労働組合協議会 事務局次長	
◎ よしだ のぼる 吉田 登	和歌山大学 システム工学部 環境システム学科 教授	平成 26 年 7 月 10 日 ） 平成 27 年 4 月 25 日
よしの みさお 吉野 操	岸和田市消費生活研究会 会長	
ひる ま こういち 昼馬 光一	さしわだ環境市民会議	
よこた すすむ 横田 進	岸和田市町会連合会	

◎：会長、○：副会長

(敬称略)

氏 名	所属・資格等	就任期間
おおや ひでき 大家 秀樹	市民公募委員	平成 27 年 7 月 30 日 〃 平成 29 年 7 月 29 日 （予定）
おもて ようこ 表 葉子	連合大阪泉州地区協議会 幹事	
かわせ まやな 川瀬 まやな	塩路法律事務所 弁護士	
さく ま だいすけ 佐久間 大輔	大阪市立自然史博物館 植物研究室 主任学芸員	
さとう けんじ 佐藤 健二	（一財）関西環境管理技術センター 参与	
すずき きょうこ 鈴木 教子	市民公募委員	
たかはら ひかる 高原 光	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授	
○ たけなか のりみち 竹中 規訓	大阪府立大学大学院 工学研究科 教授	
たにぐち としのぶ 谷口 敏信	いずみの農業協同組合 代表理事専務	
ながの かつゆき 永野 勝之	岸和田市漁業協同組合 代表理事組合長	
にしおか かずふさ 西岡 数房	岸和田商工会議所 理事	
のがみ たづこ 野上 多津子	岸和田女性会議 代表世話人	
はら ゆうじ 原 祐二	和歌山大学 システム工学部 環境システム学科 准教授	
ひるま こういち 昼馬 光一	きしわだ環境市民会議	
まつい たかのり 松井 孝典	大阪大学大学院 工学研究科 助教	
やまだ きみえ 山田 紀美枝	岸和田地区労働組合協議会 事務局次長	
よこた すずむ 横田 進	岸和田市町会連合会	
◎ よしだ のぼる 吉田 登	和歌山大学 システム工学部 環境システム学科 教授	
よしの みさお 吉野 操	岸和田市消費生活研究会 会長	
よしむら まさこ 吉村 正子	特定非営利活動法人 神於山保全くらぶ	

◎：会長、○：副会長

（敬称略）

第4節 市民・事業者による参画状況

市民意見等の反映に向けた経過

項目	日時	内容
環境意識調査（市民）	平成26年11月27日～ 12月22日	市内に住む15歳以上の男女個人で住民基本台帳から無作為抽出された2,000人
環境意識調査（事業者）	平成26年11月27日～ 12月22日	岸和田商工会議所のホームページに掲載されている名簿から無作為抽出した事業所1,000箇所
第1回 市民ワークショップ	平成27年6月27日（土） 14：00～	・趣旨説明 ・岸和田市の環境の概要 ・自己紹介形式ワークショップ
第2回 市民ワークショップ	平成27年7月25日（土） 14：00～	・未来の岸和田の環境のイメージについて ・イメージの実現に向けた行動・実践の提案
第3回 市民ワークショップ	平成27年8月22日（土） 14：00～	・市民の力で明日から出来る環境に配慮した行動・実践を盛り上げる方法について ・班のまとめを発表
パブリックコメント	平成28年1月7日～ 2月8日	・岸和田市環境計画（案）について

第3章 岸和田市環境審議会 答申

岸 環 審 第 6 号
平成28年3月23日

岸和田市長 信貴 芳則 様

岸和田市環境審議会
会 長 吉 田 登



岸和田市環境保全条例に基づく環境計画の策定について（答申）

平成27年2月20日付け岸環保第436号により岸和田市環境審議会に対してなされた「岸和田市環境保全条例に基づく環境計画の策定について（諮問）」については、別添のとおり答申する。

岸和田市環境保全条例に基づく
環境計画の策定について

(答申)

平成28年3月

岸和田市環境審議会

目 次

1. はじめに	1
2. 検討結果	2
(1) 各主体による取組の促進	2
(2) 他の計画や施策との連携	2
(3) 特徴的取組の推進	2

1. はじめに

岸和田市環境保全条例第6条の規定により、「市は、環境の保全等に取り組むため環境計画を策定」し、「環境施策を総合的かつ計画的に推進する」とこととされている。

市は、平成10年3月に環境計画を策定した後、平成20年3月に計画の重点的取組について見直しを行った。

その後、平成23年3月に「岸和田市まちづくりビジョン（第4次岸和田市総合計画）」及び府の「大阪21世紀の新環境総合計画」、平成24年4月に国の「第4次環境基本計画」が策定され、途上国、新興国の人口増や開発に伴う消費増大による環境への影響が地球規模の課題となる中、社会経済活動においても資源保護や環境保全を念頭に置いた取組が強く求められるようになった。

これを受けて、市長は、環境計画を策定するため、平成27年2月20日付けで審議会に対し、「岸和田市環境保全条例に基づく環境計画の策定について」諮問を行った。

審議会では、市が行ったアンケート調査、市民ワークショップ、関係機関へのヒアリング、行政内部の会議での検討内容等について審議を重ね、審議会委員やパブリックコメントに応じた市民の意見を踏まえ計画案をとりまとめた。

審議の結果、当該計画案のとおりとすることが適当との結論を得たので、ここに答申するものである。

2. 検討結果

審議会での審議を経て、別添「岸和田市環境計画（案）」をとりまとめた。本計画が実のあるものとなるように以下の点に留意して推進されたい。

（１）各主体による取組の促進

多様化・複雑化する環境問題に対して、行政活動だけで解決を図ることは困難である。市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務を認識し、主体的に行動することが必要である。

各主体の行動計画として本計画を機能させ、取組を促進することを求める。

（２）他の計画や施策との連携

本計画は、環境に関する総合的な計画として、関連する計画、施策の実施において環境への配慮を求めるものである。

時代とともに移り変わる環境問題に的確に対応できるよう、必要な時期に計画を見直し、その内容が総合計画及び関連する計画、施策に反映できるよう連携を図ることを求める。

（３）特徴的取組の推進

本計画では、市民・事業者・行政が協働で取り組むべきテーマを特徴的取組として位置づけた。

各主体が積極的に参加できる取組とするため、情報を共有するとともに、企画立案において各主体の意見が反映されるよう努めることを求める。

